

## 平成28年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	那波 哲也
教育文化部長	田中 幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野 薫夫
総務課長	足立 篤隆
税務課長	森 泰人
企画課長	堀 仁志
環境経済課長	平岩 敬康
福祉子ども課長	森 宏子
健康介護課長	今枝 貴子
水道課長	田島 茂樹
郡教委学校教育課長	森 透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島 直樹
書記	朝日 純子
書記	松葉 朱里
主任	大堀 正貴
主任技師	野々垣 裕哉

1. 議事日程（第2号）

平成28年12月14日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（岡田文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、公共施設の効率的運用についてということで、公共施設を民間活力を活用して効率的かつ効果的に活用する方策について、緑会館を指定管理者制度を活用して、町民にとって最大の恩恵と町財政への負担軽減を図るための方策についてを質問させていただきます。

笠松町議会では、今年度の行政視察研修を9月27日火曜日から29日木曜日の3日間にわたって行いました。

研修内容は、岩手県紫波町のオガール紫波株式会社で公民連携について、青森県大鰐町では財政健全化について、同じく青森県田舎館村では田んぼアートのまちづくりについて、さらに北海道函館市地域交流まちづくりセンターで、まちづくりセンターの指定管理者制度について学んでまいりました。

それぞれの自治体の特徴が鮮明に比較できる組み合わせとなり、有意義な研修ができたと考えております。恐らく、4つの内容を一気に視察できたことが最も大きな成果だったのではないかなあと考えることができます。それは、それぞれの自治体の住民の皆さんの住民力とでも表現しましょうか、さらに首長のディレクト力、方向性を指し示す力の相乗効果が実感できる視察研修になったと考えています。

岩手県紫波町でのオガールプロジェクトでは、研修後、読ませていただいた「町の未来をこの手でつくる」で表現されていますように、人の出会いと情熱、それをディレクトする者の相乗効果であったのではないかなあと考えますが、もっとも、笠松町より広い10.7ヘクタールの土地が町有地でそのまま残っていたということが、多分一番大きかったのではないかなあとも思います。これが民間の土地ではあり得なかった計画ではないかなあとも思います。

青森県大鰐町では、困難に直面する住民の思いと行政側の苦悩を見ることができました。青森県田舎館村では、田舎だからこそその苦悩を誇りに変えるディレクト力に敬服させていただきました。

今回の一般質問では、北海道函館市地域交流まちづくりセンターのNPOでの指定管理者制度を活用した取り組みをもとに展開していきたいと考えております。

大正12年に丸井今井呉服店函館支店として建築されたものを、昭和44年に函館市が購入、昭和45年に分庁舎として運用を開始しました。平成14年に一旦閉鎖されましたが、市民の親しみと懐かしさを保つとともに、函館市の西部地域の振興とまちづくりの拠点施設として活用し、新たなまちの魅力の創造や情報を発信する施設とするほか、市民活動やサークル活動などの多様な交流活動を促進、支援し、人と人の触れ合いを大切にする施設として、NPOサポートはこだてグループが指定管理者として運営に当たっています。

この状況や特徴については、視察研修に同行された町長も十分御理解いただいていると推察いたしております。

ここでも人の出会いと責任者のディレクト力が最大のポイントだと感じました。函館市がこれをまちづくりセンターとして活用するディレクトを行ったこと、水戸部さんという人物に出会ったことに尽きると思います。あとは、組織としてこれからをどう組み立てるかが問題になるのではないかなあと実感しました。

笠松町に帰って、指定管理者として民間活力を最も発揮できる施設として考えたところ、緑会館に思い当たりました。そこで、運用実績と運用経費の資料をいただき、運用解析を行ってみました。

そこでわかったことは、平成21年度から27年度までの年間平均運用回数はわずか35.4回にとどまります。その利用内容は、葬儀での利用とそれ以外では、葬儀以外の利用は2.4%にすぎず、その中には法事も含まれています。利用料から運営費を差し引いた額では、毎年平均で25万4,862円の赤字になっている上に、利用稼働率は20%程度にとどまっております。

そこで、これに民間活力を活用し、行政経費の圧縮と民間のモチベーションアップの方策、笠松町活性化を狙って、民間への指定管理者制度を導入してはどうでしょうか。民間で管理することで、函館市地域交流まちづくりセンター・水曜マルシェのように、仮名としては友引マルシェ、違う名前のほうがいいのかもかもしれませんが、友引だと葬儀が行われないということで、友引マルシェを行ったり、民民での賃貸も可能にすることができるのではないのでしょうか。別業者で葬儀が重なった場合への企業への貸し出しも可能になるのではないのでしょうか。

このように稼働率を上げていくという営業が民間ではできる、24時間開いて待っているだけでなく、営業という形で稼働率を上げていくことができると思っています。柔軟な発想で提案型の公募を町内業者を中心に行い、指定管理者を導入し、行政経費の圧縮、町民福祉の向上、民間モチベーションアップの三方よしの政策転換を図られてはどうでしょうか。

現在、サッカー場を指定管理者制度で運用していますが、こちらも特殊な要件の運用であるがゆえの決断だったと思っておりますが、この緑会館も同じことが言えるのではないのでしょうか。

緑会館を指定管理者運用とし、三方よしへの政策転換へのお考えをお聞かせください。

また、行政の効率的運用に関し、指定管理者や運営権制度の導入、今後考えられる大型計画でのPPP（公民連携）等の検討は必要であると考えますが、それらについて町長のお考えをお示してください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 4番 川島功士議員への答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問にお答えしたいと思います。まず第1点目の緑会館の活性化を目指した、いわゆる指定管理者制度を導入することに対する考え方の質問であります。この緑会館というのは葬儀も行える集会場として、平成11年度より供用開始をされた施設であります。当時は確かに民間葬儀場も少ないということもあって、利用回数というのは現在よりもたくさんあった実績がございます。近年は、議員が御指摘いただいたように、1年間の平均利用件数は約35件、そして平均利用料は約25万円でありますから、平均の運営費というのは約50万5,000円かかっております。また、緑会館の利用受付等につきましては、これは24時間365日、役場で受け付け体制をしております。この運営費については電気やガス、水道、電話料金等のものとなっておりますので、これは必要最低限の経費で運営を行っている状況であります。民間葬儀場を使用されない方や、家族葬を中心に、少ないながらも確実に使用されているのが今の現状であります。

指定管理者制度というのは、地方自治法第244条の2の規定によって、施設の設置目的を効果的に達成するために、必要あるときは指定管理者に管理を行わせることができる制度であります。緑会館においては、これは葬儀にも利用できる施設であり、また友引の日を含めて、急に使用されることや、あるいは本来の地域集会場としての設置目的というのが今は条例でありますので、この設置目的を変更して、指定管理者制度を導入することは、今すぐはなかなか困難ではないかと考えております。緑会館の立地環境や、会館の面積や、そしてまた今までの経緯や実績というのも踏まえて、しかも今申し上げた地方自治法第244条の2の規定に合った施設の管理というものについては、これは町民の皆さんの、もう既にある建物でありますから、変更するわけでもありますので、町民の皆さんの納得いただけるような利用方法というのは、これはやっぱり考えて研究していかなければいけないことだと思います。

そういう点で、今、御指摘があった指定管理者については、今申し上げたように、条例に合った、また法律に合った方法を模索して、研究をしてまいりたいと思っています。いろいろな御質問の中であった函館のことに関しては、私もこの目で見て、経験して、実感しておりますが、あの建物のありようと現在の緑会館のありようとは比較できるものではありません。緑会館の今の状況をしっかり把握した中で、その思いがどういうふうにできるかということは、や

っぱり研究しないとわかりませんので、そのことだけは対応を考えていきたいと思っております。

その次に、行政の効率的運用に関して、PPP等の検討というのが必要ではないかというお考えであります。これは社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で公共サービスの質を確保して、そして将来にわたって持続可能な地域づくりを進めていくためには、効果的かつ効率的に公共サービスを提供できる仕組みというのは、これはやっぱり整えていかなければならないと思っております。

御指摘のとおり、町が実施するよりも、いわゆる民間活力を活用して、そして効果的かつ効率的な施設の運営が見込まれるものについては、施設の必要性や町の関与の度合いや方法について、十分研究し、検討した上で、積極的に進めるものに関しては官民連携を進めていく、そういう姿勢で進めていきたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） きのう、議案勉強会の後に担当部署と随分長いこと話し合いをさせていただきました。大分、そのところで私の思いは酌んでいただいたのではないかなあと思っております。

大型開発には、PPPを含む民間との連携が必要であるという、今後そういうことも研究していかなきゃいかんというお話もいただきました。

例えば、小さい施設でも、もちろん効率的運用は必要であるという認識も示していただいたと思っておりますが、具体的に、例えば指定管理者制度を導入するとしたら、どのような条例制定が必要になるか、ちょっと教えてください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 少なくとも、私どもが指定管理者制度で経験したのは、今のサッカー場であると思います。地方自治法に規定されている第244条を、ずっといろいろ勉強していきましても、その中で一応、11項あるんですが、やはり指定管理者として町が体制をとるためには、この条例が必要でありますし、その指定管理を任せる施設がどう町民の皆さんや町の対応に満足いただける施設かということきちっと対応してからじゃないと条例制定もできませんから、そういうことをやっぱり見きわめた上での体制づくりというのは必要だと思っております。

PPPの問題に関しても、これは僕は今まで過去6年か7年前に、あそこPPPを提唱した大学の教授が、たまたまでありましたが、僕の大学の教授でありましたので、興味を持っていろいろ研究してみたいです。ところが、いかんせん私どものあの6年、7年前の笠松町の状況の中では、そういうものを見出すことができなかつたんですが、これから笠松町がまだまだいろんな地域の状況が変わっていく可能性があるものを持っている町でありますから、それを

やはり見逃さずに、PPPの考えも入れたまちづくりというのは、これはやっぱり大事なことでありますので、そういう方向性を見失わずに、これは議会の皆さんとこれからまたいろいろ議論しなきゃならない部分があると思いますが、そういうことをしっかり見きわめて進めていきたいというのが基本的な考えであります。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

そうですね。これから先、いろんな要件が笠松町の中にもたくさん出てくるといいますので、そういうときには境界線をつけずに、あらゆる方策を考えていくというのは当然のことです。余りそういういろんなことにこだわらずに、できる限りの最もいい方法を探していくという形が一番いいのではないかなと。その中の一つとして、町長の母校の先生、あそこの大学院へ学びに行かれたというのも大きな成果だったと思います。読んだ本によりますと、もう徹底的に今回の紫波町についてはかかわってやられたということも、もちろん本を読んでしっかりわかりましたので、もしそういう御縁があるのでしたら、ぜひとも生かしていただいて、町長のディレクト力を発揮していただきたいと思うわけでありまして。

私も、そのことも多少は調べましたし、先ほど言いました運営権制度というものもあります。運営権そのものを譲渡というか、渡してしまうという方法なんですけど、これだと例えば料金などは議会で議決しないで、業者側のほうが、運営権制度をもらったほうが、それを設定できるという制度で、それを使ったファイナンスもできると。それで資金調達もできるというような新しい制度が今できておりますので、それが可能かどうかという、緑会館に限らず、ほかの部分でもそういうことも検討していただきたいと思います。

緑会館自体については、条例について、これに使用するという規定は、特にはないんですね。多分、斎場としては使用できるということがあるだけで、何に使うという特に目的があるわけでもないですね。それと笠松町の主要事務事業の概要というものの緑会館というところを見ると、町民のコミュニティー意識の高揚を目的とし、自治会、婦人会、子ども会、老人会、老人クラブを初めとする各種団体の活動の場として、各種研修や講座の開催、または地域住民の集会を開催するなど、町民の自主的なコミュニティー活動を促進するための多目的な施設として整備するということにはなっているんですが、一番最初の経緯を見ると、平成3年9月25日の議会の定例会の一般質問で、町営葬祭場の建設についてというところから始まっているようであります。最終的にというか、その他、何回かの議会を経て、平成9年9月16日、町議会の一般質問で、町営葬祭場及び墓地、並びに駐車場についてということで、緑町墓地拡張の代替用地が確保できたので、そこを最大限生かすというような答弁がされているようであります。そして、平成10年の3月19日に、緑町コミュニティーセンターとして、町議会の定例会で事業費

が1億920万円という予算が議決されておりまして、先ほど言いましたように、平成11年に供用が開始されている。

ちょうどよく覚えているのは、私の父が亡くなって、すぐその後に始まりましたので、もうちょっと亡くなるのが遅かったら、あそこで葬儀ができたのになあと家族で言い合ったのを覚えているのでありますけれども。

先ほど言いましたように、実際には余り稼働率が上がっていないですね。最初に言いましたように、ほかの業者も出てきたということもありますけれども、例えば今は単純に受付をしているだけなんですけれども、民間であれば、もしそういうことになれば営業努力というのは当然されるわけですよ。そういうことも含めて、きっちりと営業努力を重ねることによって、あいている時間を埋めていく。今の例えば、金額としてはマイナス25万円しかないんですけれども、マイナスはマイナスであります。これを積み重ねていくことによってプラスにして、なおかつそれを違う事業に、たとえ小さくても子育てであったり、高齢者福祉であったりということに振り当てていくという。

例えば、今回の伏屋議員の質問にもありますように、免許返納のために使ってもいいでしょうし、竹中議員のように笠松アプリの開発のためにも、その定常的の経費としても使えると思いますので、そういうふうなこととして、まずは町内の業者の方に意見を聞いてみるというところから始めてはどうかなあと。初めからできないではなくて、できないと判断するのは、お金もうけはしないという前提の役所の判断であって、民間の事業者の方がやるためにはどういう制度をつくったらいいのかというのをまず聞いて、研究していくところから始めていくべきだろうと思いますが、そういったことについてはどのようにお考えですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、御説明したように、年間で見れば35件、そしてまた25万円の、いわゆる議員の質問の中でのことは赤字と書いてあるんですが、これはやっぱり行政として、行政サービスの一環で、赤字とか黒字とかではなくて、行政サービスだと思っています。というのは、やはり葬儀とかそういうことで必要とされる方がやっぱり見える中では、マイナス25万円のお金を赤字と見るのではなくて、行政サービスとしてやっていくべきものではないかという部分で今まで来たことでもありました。

そして、また今言われましたように、公の施設でありますから、そういう施設の目的を効率的、効果的に達成するために、いわゆる指定管理者というのは、そのためにきちっとすればいいことありますから、何もかもそれを丸投げして、どんな目的でもということではありませんで、その目的やそういう方法を、初めにお答えしたように研究をしてやっていこうということあります。決して、行政が一回決めたことは変えられないような、そんな硬直した体制の役場ではないと思っていますから、そのことを研究して進めていきます。



ただ、どういう結論になるかは、まだこれからのことですからお約束できませんが、言ったとおりの現実の場所と環境と今までの広さと大きさというのは、これはやっぱり我々も考えて提供しなきゃならない部分だと思いますから、全てそのことも含めて研究をして、進めていきたいと思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 硬直化した組織ではないということは、私も理解しているつもりでありますので、全てが公共でやればいいとも思っていませんし、全てを民間に委ねればいいとも思っていません。それぞれ必要なところを必要のように、きちんと公共サービスが向上できるように努力をしていくということが一番の基本であって、それがより一層、例えば少しでも必要な経費を確保するために、財政を確保していくために、住民に直接影響の出ないところでいかにカットしていくかというところも重要な視点だと思います。それは、全体の金額や、予算規模から見たらわずかな金額かもしれませんが、やっぱり小さなことからこつこつというのが基本だと思っています。

なので、そういうことも含めて、今後実際にきちんと検討していただきたいと、研究していただきたいと思っています。

先ほどお話をしましたこの本なんですけれども、本当に詳しく書いてあります。実際にここをつくるに当たっては、公共の補助金は一切入っていないんですね。全てが民間のファイナンスをきちっと積み上げることによって成り立っています。実際に、中に入るテナントも、全て財務調査を受けてでないと入れないというぐらいきちんとやっています。10年以内に全て返済できるという形にもなっています。

だから、今後、町のいろんなものも、そういうきちんとしたファイナンスを組み立てた上で必要になってくるだろうと当然思っています。今までにはほかの施設でも、例えば同じように東北でも、秋田でも、いろんなところでも、そういう補助金を何百億円と使って大きな建物をつくって、甘い計算のもとで全部潰れていくというのが幾つもあるそうです。これにも書いてあります。これにかかわった木下さんという方にも、岐南町の加藤議員と一緒に、みのかも定住自立圏というところの研修会に行っていました。木下さんの話を聞いて、「地方創生大全」という本も購入してまいりました。ぜひとも理事者側の方々も読んでいただいて、今後のまちづくりに生かしていただきたいと思いますので、お願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） おはようございます。

議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、小規模企業振興基本法の活用について、2つ目は交通弱者への対策について、この2点でお願いをいたします。

平成26年6月20日、第186回通常国会で、小規模企業振興基本法が成立しました。1963年の中小企業基本法の成立以来、51年ぶり、経産省としては戦後2本目の基本法で、中小企業基本法の当初の目的は大企業との格差是正でしたが、1999年に改正され、中小企業の多様で活力のある成長発展へと目的が転換されているとのこと。

そして、今回の小規模企業振興基本法は、中小企業基本法の大きな理念は維持しつつ、中小企業の9割を占める334万社の小規模事業者、すなわち個人事業者を初めとする従業員が5人以下の事業者を小企業者とし、その事業の持続的な発展を正面から応援することを目的にして成立した条例と解説されています。

小規模企業の経営環境は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷など、構造変化による売り上げや事業所数の減少、経営者層が高齢化し、後継者がいないということなど、厳しい状況にあります。

小規模企業振興基本条例の概要を説明させていただきます。

この条例は、第1条から第21条までとなっております。附則で、公布の日から施行しますとし、平成26年の6月から実施となっております。政府は、10年を目途で状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるともしています。

法律の趣旨は、中小企業基本法を一步進め、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系の構築を目指す。

基本原則は、従業員5人以下を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持などを含む事業の持続的発展を位置づける。2つ目に、小企業者が経営資源を有効に活用し、活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することを規定する。

各主体の責務は、国、地方公共団体、支援機関等（独立行政法人中小企業基盤整備機構など）関係者相互の連携及び協力を考える。

基本計画は政策の継続性、一貫性を担保する仕組みをつくるため、小規模企業の振興に関する施策の体系を示す5年間の基本計画を策定し、国会に報告する。

基本的施策は、1. 多様な需要に応じた商品・サービスの販路拡大、新事業展開の促進。2. 創業の促進、事業の承継、廃止の円滑化。3. 小規模企業に必要な人材の育成・確保、技能の継承、事業活動に関する広報活動の充実。4. 地域経済の活性化、住民生活の向上、交流の促進に資する事業の促進。5. 適切な支援体制の整備。

これが、この条例になっていまして、第1条から第21条までとなっております。

私は、この小規模企業振興基本法の趣旨を生かした事業を笠松町の小売業者を初め、約700件あります小規模事業者の実態や要望を把握して、具体的な施策になれば活気が生まれ、町おこしにつながる条例として生かしていける方法があるといいなあと、町長さんにお尋ねします。

まず、町長さんの基本法に対するお考えをお尋ねします。また、この法律の制定されたことをチャンスに、小規模企業者の業種別の実態、要望など、把握されることについてはどのようにお考えになっているのか、お尋ねします。

私は、ことしの4月、岐阜県議会で、議員提案で成立しました岐阜県中小企業小規模企業振興条例では、国の小規模企業振興基本法、今お話ししたものですが、中小企業の9割を占める334万社の小企業者への施策の目的がぼやけている、遠くに置かれているように感じます。これからの町の計画、条例の制定もこれからだと思いますが、この県の条例を上位として進められていくものなのか、その点をお尋ねします。

次に、教育長さんにお尋ねします。

この岐阜県中小企業小規模企業振興条例第12条に、学校は基本理念にのっとり、中小企業者の事業活動及び地域経済に果たす役割について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めるものとする示されていますが、具体的にはどのような取り組みを考えられているのか、お尋ねします。

次に、交通弱者への対策についてお尋ねします。

私は、これまでも安全で安心して暮らせる町にということで、町民バスを提起し、現在は年間の利用者が約7万7,500名、人口の3倍の方が利用していただき、大変喜んで利用していただいていると思います。

しかし、このごろ「あそこのおばあちゃん見かけなくなったけど、バス停まで歩いていけなくなったって」と、こんな声を聞きます。戸口からの交通対策について、町長さんもこれまでの答弁で、いつかは必要だと思ってくださっていると私は受けとめています。障がい者や歩行がかなわなくなった高齢者対策として、またこのところ特に増加しているように思えますが、高齢者による交通事故のニュースを見ても、自動車の運転免許をいつ返納するのか、高齢者の中での話にはたくさん出てまいります、同士になりますと。そういう対策としても、戸口から戸口までの交通対策を考えていただくときが来ているのではないかと思います。

一昨年、岐阜県の母親大会で、まちづくりの分科会を担当しました。住みよいまちづくりで交通対策の取り組みが話し合わせ、笠松町の町民バスの取り組みを披露しましたが、神戸町の方から、神戸町のばらタクサービス事業についてお話がありました。私は、この事業が笠松でもやる気になればできる事業ではないかと考え、資料をいただきましたので、皆さんのところ

にお配りいたしました。

この概要を一緒に見ていきたいと思えます。

まず、神戸町につきましては、利用限度額が去年の4月から2,000円から2,500円に上がって、充実されているようですけれども、利用対象者は神戸町内に住所を有し、現に生活をしている方で、次のいずれかの要件を備えた方及びその同乗者に適用されます。

1つ目は、70歳以上の方。2つ目は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している方及び障害者手帳等所有者が介護を必要とする場合における、その介護者。3つ目は神戸町にある施設のここのようですので抜かします。

次に、サービスの概要ですが、利用時間は午前8時から午後9時まで。利用範囲は神戸町内限定。利用者負担金は、1乗車1人につき1回200円。未就学児童は無料。利用限度額は、タクシー運賃料金で2,500円まで。限度額を超えた場合は、降車時に利用者がタクシー乗務員にお支払いいただきます。

例といたしまして、お一人で乗車して、タクシー運賃料金が2,800円になった場合は、2,800円から限度額2,500円を引いて、それに200円を足して、500円を支払って利用すると、こういうものだそうです。

利用方法は、神戸町の指定したタクシー事業者に直接に御予約をいただき、乗車の際、タクシー乗務員に神戸町タクシー送迎（ばらタク）サービス利用証を提示するということです。

利用証の申請につきましては、健康福祉課で下記を御準備の上、申請をお願いしますということで、印鑑、70歳以上であることが確認できるものの写し、または身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の写し、健康保険証等、そして写真つきの、右に利用者証がありますので、そういう形で発行していただいて、利用方法は下にあるような状況です。

ぜひともこれを研究していただきたいと思えますが、タクシー会社との提携も活性化につながると思いますので、町長さんの現在のお考えなど、お聞かせください。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（岡田文雄君） 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問で、まず第1点目の小規模企業の振興基本法の問題であります。この基本法に対する考え方はという御質問であります。

この小規模企業振興基本法というのは、御質問にあったとおり、成長、発展のみならず、急速に進む経済社会の変化に対応する中で、地域経済の担い手である小規模企業者の基本理念や基本原則などが盛り込まれたものであります。小規模企業の事業者の方の売り上げ拡大に限らず、技術やノウハウの向上や、あるいは安定的な雇用維持など、小規模企業の持続性が大変重要視されているものであります。小規模企業の振興というのは、国の施策のみで図られるも

のではなくて、事業者も自主的に円滑かつ着実に事業の運営に努めることが必要なことでもありますので、事業者の方の努力を前提にした、国や支援機構等が連携して、それぞれの立場で小規模企業振興を実施する必要があります。

笠松町としましては、商工会との連携を図りながらこの振興事業を実施しておりますが、平成27年度には、商工会によって日本政策金融公庫による金融個別指導の講習会を2回、中小企業診断士による経営の講習会を3回行い、県の商工会連合会との共同で、専門家の派遣による販路の開拓や経営指導などは21回実施をされております。また、この事業者の方の借入金に対する利子助成事業を実施しておりますが、これは9件の助成実績がございました。

そしてまた、9月の議会で古田議員の一般質問でもお答えしたように、来年度から、私どもの新たな振興事業として、事業を始める方や、あるいは既に創業中であって、何らかの問題を抱える事業者や別事業への転換、そしてまた後継者問題等を抱える事業者を支援する制度の導入を今、計画させていただいております。また商工会においても、この策定中の経営発達支援計画におきまして、小規模事業者への支援について考えているところでもあり、主なものとしては、定期的に事業者に達成状況等を調査し、事業計画の目標を完遂できるように、各専門家と連携をして、必要な支援を実施し、持続的な支援を取り入れるものであります。

このように、意欲のある事業者が成長していくためにも、事業者の自助努力はもとより、その事業者を地域全体で育て、支援していくことが大変重要であると考えております。

また、そのようなときに小規模企業者の方の要望や、そういう実態等の把握をしているかという御質問であります。この笠松町においては、商工会を通じて、小規模企業者の実態や要望等の情報収集をさせていただいております。

平成25年度に商工会において、町商工会員に対するアンケートというのを実施されたときに、実態把握に努めておりますが、事業者の約8割が笠松町では小規模事業者となっております。また、商工会の窓口で随時要望等の相談を受け付けておいて、平成27年度には相談件数といたしまして494件ありました。

この相談の主なものとしては、税務や雇用、労災保険に関するものが多くございました。そのほかにも、理事会等で意見交換会、あるいは商工会の職員が、現在107人お見えになる商工会の総代宅に毎月1回、広報誌の配付をしておるんですが、その配付時に、いわゆる情報交換の中で、要望把握等に努めておいて、平成27年度には約1,700件の要望や相談がありました。

この要望や相談の主なものは売上増への対策や、借入金や確定申告等の税に関する相談が多くありました。

そして、次にこの中小企業基本法に基づく町の計画というのは、県の条例を上位とするものかということですが、このたび岐阜県の中小企業小規模企業振興条例が制定されたことは、県としてこれまで以上に中小や小規模事業者を支援していくことを示されたものでありま

すし、県全体で取り組むことを示されたものと思っております。

笠松町としても、この県条例に規定されている市町村の役割というのを踏まえて、中小企業の振興に関する施策が効果的かつ効率的に実施できるように、県や国、支援事業者と連携を図りながら、地域特性を生かした施策を実施できるよう、先ほどお話しした2つの事業計画を主体に商工会と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

また、質問がございましたように、岐阜県の中でも他の市町村には、この基本条例を制定したところが数地区ございました。そのときに、私も全ての市町村の振興基本条例を見させていただいたんですが、基本条例を策定したそれぞれの市町村の条例は、全てに共通しているのが、県条例に準じた、定義や基本理念や、そしてまた町村の役割や責務ということが載っております。これは振興基本条例でありますから、この基本法の中にはやっぱりそういうことしかうたえないことでもありますので、これは当然だと思います。

ですから、私どもも国の振興基本法や、県の今言いました振興条例に準じて、既に私どもも今申し上げたようないろんな諸施策を行っておりますので、振興基本条例として今すぐ、この町で整えることというのは緊急性があるとは思えませんが、特に今必要なことではないのではないかと思っております。

決して基本条例がないからそれぞれの諸施策が行えないわけではありませんから、国や県の基本法や基本条例に基づいて、笠松町の施策を展開していきたいというのが今の考えでもあります。

そして、次に町民バスの御質問の中で、障がい者の皆さんや高齢者、そして多くの皆さんの戸口から戸口までの交通対策についてのお考えで、神戸町の例も示されて御説明をいただきました。

御承知のとおり、安心して暮らせるまちづくりの対策としては、私は今、御説明のあった神戸町のばらタクサービス事業というのは巡回町民バスを運行していない市町村として、これは有効な交通対策であるということは私も認めますし、そういうことをやられている神戸町に対しては、そういう政策に対して評価をしているところでありますが、笠松町においては今申し上げたように、巡回町民バスを空白地帯が少ないルートで、しかもバス停は半径約300メートルの位置にするなど、いろいろ工夫をしながら運行しておるわけでありまして。現在でも多くの高齢者の皆さんが町民バスを利用して病院や買い物に行かれており、利便性を確保していると考えておりますが、今言われたように身体的な理由から巡回町民バスの利用が大変難しい方への配慮というのは、これは大事なことだと思います。

そのために、今私どもは介護タクシーや福祉有償運送等の各制度に応じた移動手段については、広報やいろんなところに周知をしていきたいと思っております。今後は住民の皆さんの新たなニーズに対応していくために、巡回町民バスのルートやバス停の位置の見直しは当然であ

りますが、議員の皆さんとも検討を重ねて、より一層きめ細かなバス運行を進めていきたいと思ひますし、また誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、今、地域包括ケアシステムの原則である自助・互助・共助・公助のシステムが軌道に乗れば、私は長野議員さんが言われるように、障がい者の方や歩行がかなわなくなった高齢者の方々の生活支援として大きな力となっていくものと思ひております。その地域包括ケアシステムの構築の中で、私どもは来年度の平成29年度から実施をさせていただき介護予防日常生活支援総合事業や、近所の皆さんやボランティアなどによる買い物や通院支援など、身近な地域でお互いに助け合う互助の仕組みづくりにも取り組んでいきたいと思ひて、進めさせていただいております。

○議長（岡田文雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 長野議員の小規模企業振興基本法の活用についての3番目の御質問、岐阜県中小企業小規模企業振興条例第12条にあります中小企業者の事業活動及び地域経済に果たす役割の理解、これを図る教育活動についてお答えをいたします。

中小企業の学習につきましては、小学校5年生の単元「私たちの生活と工業生産」の中の「工業生産を支える」というところで学ぶことになっています。平成22年度の調査をもとにして、中小企業の工場数は全体の99%あります。働く人の数はその中の70%です。それから、生産額は47%を占めていますということであつたり、工業種別の中小企業が占める割合というのは、繊維工業が全体の96%、食料品工業では全体の77%、機械工業では44%になっておつて、日本の工業を支えていると。

それから、地域経済に果たす役割として、産地ブランドの開発、地域の伝統を生かした企業立地、オンリーワンの高い技術を持ち、熟練のわざを生かしていること、こういったことを学ぶことになっております。

中学校では、2年生で職場体験研修を実施しております。3日間の研修で、笠松町を中心に運輸業、土木、建築、こん包、水道工事、パン工房、クリーニング店など、中小企業の存在と重要性、果たす役割を体験を通して学んでおります。

その他、小学校では3年生のまち探検、4年生の豆腐工場の見学など、実際に店や工場を訪問して、その願いや工夫を聞いているところがございます。

中学校におきましては、中学校3年生の公民において、大企業と中小企業を学び、経済活動を支える労働、社会の中で働くことを学ぶとともに、職業講話として、働いている方々を実際に学校に招き、直接その意志や働きがいについてお聞きして、勤労観や職業観を学んでおります。

こうした体験も含めた学習を通して、中小企業の存在と役割の重要性、それから持続的な発展を目指す取り組みを理解するだけでなく、児童・生徒一人一人に正しい職業観を持たせるとともに、自分の能力や適性を理解して、一人一人のキャリア形成につなぐ、そういった指

導を進めているところでございます。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

〔10番議員挙手〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 御丁寧な答弁、ありがとうございました。

笠松町そのものが中小零細企業でもっている町の一つだろうと思いますので、この活性化は本当に町のまちづくりとしても大事なことだと思いますし、そのために今、町長さんがたくさん答弁していただきましたように、たくさんの方の努力をしていただいている、そのものが活かされるのがこの基本条例だと思います。この基本条例、いわゆる国・県、そして地方自治体としても、条例はつくらざるを得ないのではないかと思います。町長さんはそれほどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 県が基本条例を議員提案で出されて成立した後、県の商工会連合会から私どもの町村会に、基本条例に基づいたそれぞれの町村での基本条例の制定を考えてくださいという要望はありました。

私どももいろいろ研究をし、この条例に対してどう対応しようかということ考えた中で、基本条例でありますから、当然、この条例というのは細かないろいろなことを決めているわけではない。いわゆる町村の役割や責務や理念や、そういう定義をしているのが基本条例であると。そうであれば、我々は国の振興基本法や県の振興基本条例に基づいた体制づくりをすることが先決であり、やっぱり大事なことであろうということで、今すぐ町の基本条例をつくることはしませんでした。

先ほども答弁申し上げたように、一回、他の町村の基本条例を勉強して、調べてみました。4つほどの町村がやっておるわけでありまして。まず、岐阜圏域の6市3町の中で、どういう振興条例をつくったかと思って調べたら、まだどこもつくっていないんですが、ただ我々と同じように、そういうことを研究して、検討しようということで進めているのが3つぐらいの市町がありました。あとのところは、これは必要ないということで、全く条例制定ではなくて、今の国や県の条例に基づいた商工振興をやっつけようということで進めている。

それぞれの考え方でやっていることですから、それをどうのこうの言うということではなくて、私どもの町自身が小規模企業の皆さんにどう手を携えて、一緒になって振興できるかとい



うことだと思えます。

ですから、今の基本条例以外に、国が中小企業の支援法というのを同じように改正して、体制をとりました。その支援法というのは、今まで50年間、それぞれの地域の商工業者の育成や対応をしてきた商工会議所や商工会が中心となって、これは行政と金融機関が一体化して、意欲のある小規模事業者に支援をしていこうという法律がその支援法でありますから、その支援法と今の議員が言われた振興基本条例と振興基本法とがかみ合って、我々はそのもとで今体制づくりをしています。必要となれば、僕は条例をつくれればいいと思いますが、条例がないから何もできないわけでは全くないことですから、そういうような理解のもとで、小規模企業の皆さんの振興に対して、鋭意努力していることだけは御理解いただいて、その必要性に関してはまた検討しながら、条例についても考えていきたいと思っているのが今の現状であります。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 先ほど概要で読んだものによりますと、平成26年から10年間、経過を見て、また対策をとるような言い方をしていますが、町としてはやっぱり今の支援法だとか、言ってみれば、もっと具体的に、この法律ができたことで、本当に町の人たちがそれを生かして元気になれるというのか、より活発になるとか、自分たちの営業に自信を持っていただけるとか、そういうことにならなかつたら意味がないと思いました。当然、国としても一定の財政的な支援の額だとか方法もわかってこないと具体的ににならないなと思ったりして読みましたけれど、いずれは、つくらなくていいとは思っていらっしゃらないと思うんですけど、どうなんですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） わかりません。それは、検討はしますが、今申し上げたように、あくまでこれは振興基本法ですから。基本法を定めたことによって、その後、具体的にいろいろ対応するのが法律や条例ですから、基本法があるから、ないからということで、物事が進まないわけでは全くありません。当然、法律と県条例に基づいた体制で十分できることでありますが、ただそうであれば、いろんな県下の町村を見てみて、それはやっぱり皆さん制定していない状況というのは、今、僕が答弁申し上げた、同じような考え方で、それぞれの商工会や商工会議所と小規模事業者の皆さんとの連携をしていることが、もう進んでいます。基本法がないから、これはどうのこうのという問題じゃないということが現実ですので、将来、これはつくるかつからないかは、その状況や方法を見て考えたいと思っています。今からそれを否定するものではありませんので、状況を確認しながら進めていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 国の基本法ができて、その後の具体的なことがもっとわかってくると必要性も出てくるのか、こないのかということになります。私も慌てることなく、ただ本当に笠松の中小零細業者の皆さんに、あつてよかったという法律になるように、煮詰めていただきたいし、研究もしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、交通対策なんですが、神戸町は面積が18.98キロ平米ということと、笠松町のように長い14キロということではなさそうですので、バスのかわりにこれが実現されたんだと思いますし、喜んでいらっしゃるんだろうと思いますが、私は今度は、そのバスを補う形で、もう少し進んだ、それから先ほどの高齢者が運転免許を返上するに当たって一番戸惑うのは、必要なときに運転できないということも迷いの中に入っているわけで、そうすると、この対策が最終的な高齢者への対策として大事ではなかろうかと思えます。

それで、私の質問の中に、シルバー人材センターの活用というつもりでも書きましたけれど、神戸町のをを見ていて、タクシー会社のほうがいいのかなあ。笠松町で言えば、名鉄、川島タクシー、日の丸タクシーのこの3社になるということをおもいましたのと、それから年齢から言えば、70歳じゃなくて、十分75歳とか、88歳……。ではないな。88歳では気の毒だから、後期高齢者に入る75歳をと。それから、利用の額も200円じゃなくて、1回500円ぐらいでもいいかなあと思ったりして、それがあある意味で安心して免許返上できる条件にもなってくるのではないかと思いますので、引き続き研究をしていただきたいと思います。それから、地域包括支援センターでそのことが生かされれば、それもありがたいことだと思っておりますので、あわせて研究をしていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、最後に言われた地域包括ケアシステムの中での、いわゆる互助の部分で、そういう障がい者の皆さんや高齢者の皆さんが買い物や病院へ行くときの不都合がなくなるようなシステムづくりというのは、これからスタートして、来年度からやり出しますので、そういうこともまた見守っていただきたいと思いますし、神戸町の場合は、初めに言いましたように、巡回町民バスがないから、こういうシステムというのは非常に都合がいいと思います。しかも、利用者人数が2万4,000人ぐらいで、大体年間1,500万円ぐらいをそれで使っているようではありますが、それを見れば我々の巡回町民バスは7万人を超えている利用者がいます。

初めに言われたように、そこへ行くまでの大変さというのは、これから必ず出てきますから、それを補えるのは包括ケアシステムの体制づくりが大きく左右してきます。これでよかったなあというようなシステムづくりが何とかこの町でできないかという思いをそちらへ今向けながらやっていますので、ぜひそのこともこれから知恵をかしていただいて、一緒になって体制づくりができるようお願いできれば一番ありがたいと思っています。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（岡田文雄君） 2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今回のテーマは町民バスのこれからについてであります。

では早速、質問書を朗読させていただきたいと思っております。済みません、ちょっと老眼が進んでいますので、眼鏡を外させていただきます。

町民バスの名称で親しまれている笠松町の公共施設巡回バスは、運行開始から約20年が過ぎました。現在では、年間およそ8万人の利用者があり、近隣の自治体が運営している公共交通機関の中でも、利用状況は優良であると推察されます。

このように、町民の足として定着した町民バスですが、ことし7月13日には定期運行中のバスとバイクが同町中野地内の交差点で衝突、バイクの女性が死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

今回の事故をきっかけに、改めて町民バスの安全性を確認し、再発防止に取り組む一方で、町民バスの今後のあり方そのものについても検討すべきかと考え、今定例会の一般質問のテーマとさせていただきました。

まずは、事故再発防止を含めた安全性向上への取り組みについてお伺いします。

さきの死亡事故を受け、議会でも実際にバスに乗り込み、路線上で危険と思われる箇所を確認しました。見通しの悪い交差点、幅員が狭く、路肩から脱輪しそうな場所などが幾つかあり、早急な改善が必要と判断しました。

担当課では、羽島警察署や運輸局など、監督官庁の指導を仰ぎながら、運行業務を委託している民間業者と連携しながら対応するとのことでしたが、現在までのところ、どのような改善策をとることにされたのでしょうか。また、危険箇所を避けるためのルート変更についての見解をお聞かせ願いたいと思っております。

さて、次に利用者の利便性向上についてお尋ねいたします。

この件につきましては、3月議会にも質問させていただきましたが、公共施設巡回バスという定義がバスの使い勝手の悪さにつながっているのではないかと考えられます。

例えば、乗降客数の上位にランクしている停留所に児童館前というのがありますが、このバス停でおりるお客さんの大半は、児童館ではなく、すぐそばにある松波総合病院への来院が目的のようであります。また、私の自宅の近所には緑地公園前という停留所がありますが、この場所でも、緑地公園へ行くには木曾川に向かって東進し、さらに堤防を越えなくてはなりません。

このように表記そのものが実態に即していないケースが幾つか見受けられます。こうした問題は以前から指摘されておりましたが、なかなか改善されない背景として、公共施設というく

くりがあるため、自縄自縛になっているのも要因の一つと考えられます。初めて乗車する人でも戸惑わずに利用できるよう、公共施設からの変更を再度求めたいと思いますが、今後の見通し等をお聞かせください。

また、この件に関しまして、1つ提案を申し上げたいと思います。

仮に公共施設からの移行が可能になった場合、停留所の近くにある病院や事業者などからネーミングライツ、いわゆる命名権を募集、販売したらどうでしょうか。利用者からすると、案内標識の役割も果たしますし、命名権を購入した側にすれば、宣伝効果もあります。また、笠松町にとっても広告料の増収が期待できるなど、まさしく三方一両得の関係が構築できるのではないかと思います。御見解をお示しいだきたいと思います。

最後に、利用者の増加策についてお聞きします。

平成27年度の決算によりますと、町民バス運行費として約1,700万円が計上されております。笠松町の財政的見通しは、今後さらに厳しさを増すと予測されております。町民バスの利用者の増加は、財政負担の軽減だけではなく、町の魅力づくりにもつながるのではないのでしょうか。それにはまず、町民バスを気軽に利用してもらえる工夫が求められます。

便数をふやしたり、路線空白区を解消し、停留所をふやすのが最も有効な手段と考えられますが、それについてはこれまでの議論の中で、財政的にも、また1時間に1本という定期運行の堅持という点からも、すぐにできる状況でないことは理解しているつもりであります。

そこで、新たなニーズや顧客の獲得に力を入れることを提案したいと思います。

具体的な案としましては、初めて笠松町を訪れる人たちにも使いやすく、興味を持ってもらえるようなバス路線図の作成があります。

現行の路線図は、停留所を記しただけのもので味気ないものであり、利用者以外には関心を持ってもらえません。そこで、町の名所旧跡、あるいはまちの駅などを併記し、一種の観光マップとしての役割を担うものをつくったらどうでしょうか。ふらっと笠松などに置けば、町民バスだけでなく、笠松町という地域そのものに興味を持ってもらえるきっかけになるかもしれません。

もう一つ、定期運行の巡回バスとは別に、特別観光便も運行させたいかがでしょうか。こちらは、町内外の人たちを対象に、町内の史跡や笠松競馬場などをめぐり、笠松の魅力を知ってもらうことを目的にした不定期便であります。昼食や休憩に町内の料理屋やカフェなどに立ち寄れば、商工業振興の一助になるのではないのでしょうか。

まとめとして、繰り返しますが、町民バスの利用者をふやし、収益を改善するには、安全性や利便性の向上はもちろんのこと、地域の足としての町民バスの存在を広く町内外に知らしめることも必要かと考えますが、さきのアイデアへの見解も含め、利用者増加のための方策についてお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 古田議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの、町民バスの問題であります、1つに、具体的に事故の後の改善策等がとられているかという御質問であります。御質問にもあったように、7月13日に発生しました事故においては、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御家族の方に対して、心からお悔やみを申し上げたいと思っております。このような痛ましい事故が二度と起きないように、私どもも道路状況などの安全確認や、委託業者へのさらなる安全運転の徹底を図って、再発防止に努めておりますが、具体的な安全対策の内容としましては、委託業者、運転手、そしてまた町の職員が一緒になって、その後、危険箇所の洗い出しを行いました。その危険箇所については、注意喚起の看板の設置やカーブミラーの設置、また見通しを悪化させている雑草等の草刈りなどを行うとともに、警察署や関係機関への改善要望等も行いながら、運行ルート上の安全対策を行ってまいりました。

また、ルートの変更につきましては、複数案の走行ルートを想定して検討させていただきましたが、現行より道路幅が狭くなったり、あるいはいろんな危険な箇所が多くなったりという運行になってしまうということから、1時間1運行の今の基本を守れない状況に陥ってしまうということもあり、変更することに優位性を見出すことができなかつたものもありましたので、現行のルートが最適であるとの考えで、ルート変更はまだ行っておりませんが、現ルートのさらなる安全対策を行ってまいりたいと思っております。

また、全運転手に対しても、再発防止のために、実際の事故映像をもとに、対策講座や安全運行に対する教育指導を行わせていただきました。

今後も町と委託業者の連携を密にして、運転手へのさらなる教育と研修の充実を図って、安全運行を心がけてまいりたいと思っております。

そういう中で、この公共施設巡回町民バスからのネームの移行や、ネーミングライツについての質問であります、現在の1時間1運行、1乗車100円を基本に、現在のルートになってから15年が経過をいたしました。そのため、このルートやバス停の位置、その名称などというのは、この15年間、利用者の皆さんにも定着している状況でもありますが、将来的にさらなる高齢化が進む状況の中で、利用者の新たなニーズに対応していくためにも、巡回町民バスのルートやバス停の位置というのは見直しも行っていかななくてはならない、そういう時期がやってまいりと思います。

そのときには、病院や買い物ができる施設への乗り入れや、バス停の数なども含めて、基本的な見直しを検討していかななくてはなりません。このルートやバス停の見直しときには、路線名から公共施設という名称を取り除くということなどをしながら、公共交通にふさわしく、

わかりやすい名称への変更や、あるいはバス停の名称も主要な目的施設がわかるように変更していきたいと考えております。その際には、議員御提案のネーミングライツも可能になってまいりますから、検討していきたいと思っております。

その次に、利用客の増加と増収への取り組みの中で、巡回町民バスというのは、これ自体が広告塔となって町内を巡回しPRをしておりますし、昨年度は延べ7万7,000人の皆さんが御利用いただきました。

そういう中で、議員が御提案の特別観光便のことについては、これは名称は違うものの、以前にも私どもの役場で検討をしてみました。有償運行にした場合には、当然、運輸局等の許可も必要となってくることもありますし、費用対効果などから、まだ私どもの中では実施をすることには至りませんでした。現在のルートで、やはりいろんな笠松町の名所等をめぐっていただけるように、バス停と、そしてまた観光を兼ねたマップの提案については、これはいいことだと思いますから検討していかなければなりませんので、検討しながら、この笠松町へ来訪していただいた方への利用促進にもつなげていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。ちょっとごめんなさい、段取りが思っていたのと違いました。

今、御丁寧な答弁をありがとうございました。まず、今回の事故に関しまして、先ほどの御答弁の中で、羽島署とか運輸局などの監督官庁からいろいろな注意事項があったということだったんですが、これに関して、行政処分はあったのかどうかということと、あと具体的にどのような指導があったのか。そのあたり、もう少し細かく説明していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 事件後には、当然岐阜羽島警察署からの特別訪問指導というのがありまして、役場でその指導がございました。そして、運輸局の岐阜運輸支局からは監査がございまして、いろんな指導や助言をいただきました。

細部にわたって、いろいろな指導や助言をいただきましたので、そのことに関しては、また担当部長から御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） それでは、私のほうからは羽島署、運輸局などの監督官庁からの行政処分、指導等はあったのか、その内容について説明させていただきます。

行政処分という形での処分はございません。それで、時系列で監査、指導等の状況を御報告させていただきます。

まず、7月20日に岐阜羽島警察署の交通課長が来庁され、特別訪問指導を受けました。内容といたしましては、事故の状況、事故後の対応などの確認があり、交通課長からは委託業者、運転手、バス担当の企画課の情報共有に加え、交通安全や道路管理の建設課への情報提供も行いながら、ハード面の対策も行ってほしいというような御指導をいただきました。

これに対しまして、企画課といたしましては、建設課へ情報提供を行い、情報を共有しながら対応を進めさせていただいているところでございます。

続きまして、9月26日、こちらは岐阜運輸支局を訪問いたしまして、事前に提出いたしました事故報告書をもとに指導を受けました。こちらのほうも、事故の状況、事故後の対応、管理体制について確認をいただきました。運輸支局の職員の方からは、運転手へのアルコール検査器の所持について御助言をいただきました。現在では、全運転手にアルコール検査器を持たせて、乗車前に検査を行うことといたしております。

続きまして、最後、11月22日でございますが、こちらは岐阜運輸支局で自家用有償旅客自動車運送についての監査を受けました。こちらのほうでも、書類、管理体制、バス車両について確認をいただきまして、結果といたしましては、運行に関する書類の様式内に記載すべき事項の記入欄がないとか、あるいは整備管理者不在時に運行許可を出すことができる補助者の指定を行ったほうが良いといったような指導をいただきました。

これに対応いたしまして、書式につきましては委託業者とすぐに様式の見直しを行いまして、対応させていただいております。

なお、整備管理者の補助者につきましては、既に受託業者におきまして、その指定をさせていただいたところでございます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

事故が起きてしまったことは、非常に悲しむべきこと、また痛ましいことではありますが、それとともに今までのこういった問題点とか改善点というのが明らかになった点、これはそういった機会を十分に生かしていただきたいと思っております。

その意味におきましては、このバス事業者等に対する契約更新の時期が近づいていると思うんですが、業者選定に当たりましては、従来よりも安全性をしっかりと確保できる業者を選んでいただく必要があるのではないかと私は思うわけでありまして。

その点におきましては、一般的にこうした契約といいますと入札だと思んですが、金額を重視されていると思いますが、やはり町民バスに関しましてはお金よりも安全運行の実績がある、なおかつ信頼性が高い、そういった点にポイントを置いて業者を選ぶべきだと思います。そのあたりの御見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） 業者選定に当たりまして、安全性を確保できる業者を選ぶ必要がある、金額より安全運行の実績がある信頼性の高い点にポイントを置くべきではないかというような御提言をいただきました。

現在の委託業者との契約期間は、平成30年度までとなっております。委託に関する仕様書の中には、車種、台数、運行日数、運行時間、走行距離など、基本的な項目のほか、整備管理者、運行管理者、運転手等の適正配置、さらには法令遵守、運転手への教育指導や指揮監督などの体制的な項目を条件に指名競争入札を行い、低価格の業者と契約を行っております。

これらの諸条件が整っております業者であるため、安全運行ができていますものと思われまので、現行の選定方法で問題はないとは思っておりますけれども、次回の契約までには時間がまだございますので、より一層信頼性の高い運行業務が行えるよう研究をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

実際にハンドルを含む、ドライブを含めた運行業者が安全運行に努めるのはもちろんのことなんですが、町側も業者に委託しているからといって全てを丸投げするのではなく、これまで以上に、常に正しく安全に運行できるかを把握できるような体制の見直しに取り組んでいくべきではないかと思えます。

というのも、よく町民バスに関しては、利用者とか、周囲の車のドライバーの方とかから、非常に運転が荒いとか、いろいろなクレームがよく届くという話を聞きます。こういった苦情があった場合にも、速やかに運転手なり会社に伝え、改善できるように、特に現場のドライバーとの連携を密にする必要があるのではないかと思いますので、そのあたりの改善策等についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の巡回町民バスに関しては、丸投げというわけではないですが、今説明があったように、運行管理者や整備管理者や運転手というのは、町の職員ではおりませんから、委託するのは当然であると思えます。

そして、またそういうような委託の条件の中で、今言ったようないろんな条件を整えた業者にやらせていただいているわけではありますが、そういう中でも、私どもは職員が時々バスに乗車をしながら、その運行状況を確認したり、いろんな運転手とのミーティングもさせていただいて、安全管理をさせていただいております。

そういう中で、皆さんから寄せられたいろんな意見や苦情もありますから、それは即座に会



社等の責任者と対応を協議しながら、運転手等に徹底をして進めていくことを何回も対応しながら、繰り返してやっております。

そういうことは、やはりふだんの運行の中で、お互いに乗客の皆さんと運転手の方の信頼関係というのは一番大事なことでありますから、運転手の教育についても会社等に徹底して進めていただけるように、絶えずそういう情報を提供しながら進めておるのが現状であります。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） そうですね。小さなトラブルとかクレームを迅速に処理することが、大きな事故防止につながると思いますので、その点、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そして、同時に、今回の事故を受けましての改善策等、先ほど答弁いただきました内容を広く町民の方や、またバスの利用者の皆さんに報告するために、広報やホームページなどに事故を受けての改善策や今後の取り組みと称した文書などを出すと、また一段と信頼の向上につながるのではないかとと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この件に関しては、私どもも事故直後には、さらなる安全運転の徹底と道路状況の安全確認をして、事故の再発防止に努めさせていただきますということをバスを利用していただいている皆さんに、まずバスの中でそういうことをお知らせし、そしてまた住民の皆さんにはホームページ等でそのことをお知らせしてきたのが今までの流れであります。今言われたように、これからの対応策や、あるいは警察や運輸局から指導や監査をいただいた部分のことについて、対応策を住民の皆さんにお知らせすることは大事なことであります。

先ほども答弁があったように、今、岐阜運輸支局からの監査をしていただいて、いろんな資料を提供して進めておる中で、最終的な指導や監査の結果がまだ来ていませんので、それをもとに、私どもはきちっと対応策を立てて、住民の皆さんに今度は広報なり、いろんなことも通じてお知らせをして対応していきたいと思っています。今、議員から御質問があつて、御心配いただいていることに関しては、対応をきちっと進めていきたいと思っています。

[2番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 前向きな答弁をありがとうございます。

これから年の瀬に進むにつれまして、交通事故が多発する時期になってきました。今まで以上に安全に配慮して、そして業者ともしっかりと連携と信頼関係を築きながら、安全運行に努めていただきたいと思っております。

次に、利用客の増加と公共施設巡回バスの名称変更、いわゆるネーミングライツを含めましたことについてもう少し伺いたいと思います。公共施設巡回という定義とか、ネーミングライツはなかなか一足飛びに行けないという事情は私も十分わかっているつもりなのですが、その前に、まずやれることから取り組んでいただけたらなあと思うんです。

というのは、先ほど申し上げました緑地公園の、ちょっと余りにも距離が離れているところとか、あとは、これはまた家のちょうど近所にあります小町屋とか狐山などという、地元で長年住んでいる人もなかなか知らないような名称がバス停についている。これはもしかしたら、笠松の地区とか、下羽栗にもないと思うんですが。確かに町長の言われるように、ずっとこの名前だから、みんなわかっていると思うんですが、やはりこれから、例えば新しく人口をふやしていく、定住促進でどんどん若い世代を入れていくとなると、地図にも載っていないような地名があるというのは、ちょっとやっぱり戸惑う原因になると思うんです。

ですから、やっぱりまずはできること、とりあえずは実態に合ったバス停の名称に変えていただいて、そこから公共施設の枠を取り外し、そしてネーミングライツとか、そういうふうに段階的に移行していただけると非常によろしいのではないかなと思うんですが、町長のお考えをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員から御質問いただいたことはもっともなことだと思います。私どもが経験したのは、皆さんと一緒にあって一回ずっと回ったときに、そういう名称があったことでしたよね。全員の皆さんが疑問を呈してみえました。そのことに関しては、よく承知しておりますので、なぜそういうような名称になったかということは、これは初めに公共施設巡回バスというネームが災いしていた部分もあるんですね。あそこには公共施設がないから、かといって個人の家や、あるいは会社をつけるわけにもいかなかったものですから、昔あった字名をつけたのが苦肉の策で出た名前だと思います。それも本当に苦労して、頑張ってつけたんだと思いますから、今になって不都合な部分があることも承知しています。最初の答弁にもお答えしたとおり、私どもがルートの見合わせ、そしてまた運行等の基本的な見直し等を図っていますので、そのルートの見直しのときにこそ、ネームを変え、場所も変えたバス停にしたいと思いますから、今、突然2つだけを変えるということだけは、ちょっとお許しをいただいて進めたいと思います。もう少し我慢していただいて、なれ親しんだ名前でご我慢をいただきながら、将来はこういうことなんだよということだけは、やはり住民の皆さんにも言っていただければ結構だと思いますので、御理解をいただきたいと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

苦肉の策から20年たちましたので、そろそろ取り組んでいただきたいことを強く要望したいと思えます。

最後に、先ほど提案させていただきました利用者向上について、もう少し伺いたいと思えます。

まず、新しい路線図のいろんな名称とか、まちの駅を入れたのを前向きに検討していただくこと、ありがとうございます。特別観光便については、規制などの問題があるのは承知しておりますが、笠松町ではまちめぐりアプリとか、レンタサイクルとか、魅力の再発見に非常に力を入れている。この点につきましては、私も非常に評価しているわけではあります、町民バスも、先ほど町長も答弁されたように、有力なツールになると期待しております。

そのために、何とかうまく活用できる方法はないか。特にこの点に関して、改めて調査・研究していただきたいと思えますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは議員も御承知のように、私どものまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも、今言われたようなアプリの開発や、あるいはコミュニティサイクル等も進めさせていただいてやらせていただいています。そういう中で、歩いてや、自転車、今のバスや、いろんな公共交通機関も利用したまちめぐりというのをこれからめぐらせていくべきだと思いますから、今言われたようなことがまちのにぎわいを醸し出せるように、効率的に連携ができるように努力をしていきたいと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

正午になりましたので、そろそろ締めさせていただきますと思えますが、今、折しもアイデアソンも開催されていますので、できましたらこういった公共交通機関を利用したまちづくりもテーマに入れて、幅広く、町民の方のみならず、いろんな方の意見の集約をして、まちづくりに生かしていただきたいと思えます。

最後になりましたが、この町民バスの、できましたら第1に安全性、第2に利便性、そして第3に収益性の向上を目指して、これからも積極的に、そして住民主体の目線で取り組んでいただけることを切に要望いたしまして、一般質問を閉じさせていただきますと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） 一般質問の途中ですが、1時半まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

6番 伏屋隆男議員。

○6番(伏屋隆男君) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、笠松町のよい政策のアピールについて、笠松町が他の自治体より、よい政策を行っていることを戦略的にアピールすることについてと、先ほど来から出ております高齢者ドライバーの運転免許返納についての2つについて質問させていただきます。

まず最初に、笠松町のよい政策のアピールについてであります。笠松町は、有史以来、127年が経過しております。江戸時代には、物流の拠点として川湊で栄え、木曾川の治水を主たる業務とする幕府直轄の美濃郡代陣屋も設置されておりました。

こうした歴史を持ち、先人たちが幾多の困難を克服して築き上げられた今日の笠松では、他の市町よりすぐれた行政サービスを行っているものもあります。

例えば、下水道加入負担金の無料化、子育て支援サービス、今では多くの市町で行っている中学生までの医療費無料化の先駆けなどがあります。

一方、町民の中には全国ですぐれた才能を持っている方もおられます。スポーツで全国大会に出場する選手や、先日はそろばんの全国大会に出場する選手が町長に表敬訪問したと新聞報道されております。

こうした情報は、関係団体や組織から提供されるものですが、知らされない情報もあります。笠松の幼稚園児が、以前、商工会青年部が普及に尽力していたスポーツスタッキングの世界大会で3位に輝いたとテレビで放送されましたが、こうした情報は把握されておりましたか。

ところで、今、地方創生事業として、コミュニティサイクルの社会実験が行われておりますが、笠松町は歴史はあるものの観光地ではなく、町外の方々へのアピールにインパクトが低いと思われまます。

先日、議会で行政視察した青森県大鰐町では、温泉やスキー場、リンゴやもやしの生産などが主な産業ですが、スキー場を中心としたリゾート開発の第三セクターが多額の債務を持ち、町が損失補填したことにより財政を逼迫させました。そして、次に訪問した田舎館村では、田んぼアートで村おこしを行い、テレビ局の取材で全国的に知られるようになり、首都圏を中心に来村者が増加しているとのことでした。

このように、笠松町のよさを町外にいかアピールするかが、人口減少する今、喫緊の課題であると思っておりますので、その対策について質問いたします。

まず最初に、青森県大鰐町のようにリゾート開発の第三セクターの損失補填。皆さんも記憶に新しいと思いますが、北海道夕張市の財政破綻と同じで、観光開発で負の遺産となったものですが、笠松町ではそのようなことはありませんので安堵しているところです。田舎館村の田

んぼアートのように、余り経費をかけずに、テレビ局が取材に来たがるものを考え出すことが肝要と思います。そして、先ほども申しましたように、笠松町の行政サービスで他の市町よりよいことを行っておりますので、こうしたものを町外に向けて発信する対策を早急に講じるべきと考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、笠松のよさを発信したり、笠松町民の中にすぐれた方がおられることの情報キャッチなどを担当する専門の職員を配置して対応すべきと考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、コミュニティサイクルの社会実験ですが、先ほどから述べておりますように、笠松町内で見ていただきたいものを小冊子にした観光ガイドのようなものをつくらないとアピールできませんが、その中に他の市町より、よい行政サービスも入れてアピールすれば、笠松町への移住につながるものと考えますが、町長の考え方を示してください。

次に、高齢ドライバーの運転免許返納について質問いたします。

10月から11月にかけて、高齢者ドライバーによる交通事故が頻繁に報道されました。亡くなられた方も多く、痛ましい限りであります。その原因は、車のブレーキとアクセルの踏み違いによるものと考えられますが、加害高齢者の中には、そのことを覚えていないと言われる方もおられます。

高齢者の運転免許更新に当たっては、70歳を過ぎると自動車教習所等で講習が義務づけられております。また、来年3月からの道路交通法改正では、高齢者ドライバーの運転免許更新時に認知症検査も導入し、現在、運転免許は自主返納しかありませんが、場合によっては取り消しされることとなります。

しかしながら、自動車の使用は生活する上でなくてはならないものとなっており、高齢者で自主返納される方は少ないと思います。

今後、高齢化が進み、笠松町でも高齢化率が30%を超えようとしておりますので、運転免許を自主返納したり、取り消しになる方も多くなることが予測されます。

そこで、行政として、運転免許がなくなった高齢者の生活支援について、今から検討し始めないと手おくれになってしまうこととなります。既に、岐阜市や各務原市、可児市、養老町では、路線バスやコミュニティバスで使用できるICカードや乗車回数券を交付しているようです。

以上のことから、質問させていただきます。

高齢者が自動車に乗れなくて生活に支障を来すことが、食料品や日用雑貨等の買い出しや、病院への通院、観光や知人・友人との遊び、孫やひ孫の学校、会社等への送り迎えなどであります。

幸いにして、笠松町には巡回町民バスがありますが、買い物には不便であります。既に自動車に乗れない、自転車にも乗れない方が買い物に支障を来している、いわゆる買い物難民がお

られます。

このような弱者が今後は増加すると思いますので、それに対して町長はどのような対策を考えておられるのか、示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員の質問に対する答弁をお願いします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目に、笠松町が町外に向けていろいろ発信する対応について、早急に考えるべきではないかという御質問であります。

町民の皆さんへは、私どもは情報発信の手段として、現在、毎月発行している広報や、行政無線や町のホームページなどの各種の広報媒体で広報活動を行っているところでありますが、今度は町外の皆さんへのアピールとしているもので言えば、これは新聞とか、テレビや雑誌などのマスコミ関係を活用して、笠松町を知っていただいて、来ていただくための広報を行っているわけであります。中でも、最近マスコミから注目を集めているのが、私どものふるさと納税で言えば、昨年度までに約1万5,000件、1億2,000万円を超える御寄附をいただけるまでになりました。

このふるさと納税に関しては、広告代を一切かけることなく事業を実施している点は、他の自治体と大きく違っておりますし、今年度は各地での震災に対するいろんな寄附が多かったことや、あるいは他の自治体が民間事業者を利用して広告を出すなどの競争もあったことから、私どもへの寄附件数は伸び悩んでおりますが、御寄附いただいている方の半数以上が、昨年度までも御寄附いただいたリピーターであるということ。これは大いに誇れることであり、さらに応援いただけるよう、進めなければならないと思っております。

幸いなことに、この笠松町では名古屋証券取引所主催のイベントに参加する機会をいただいたり、大和証券の東海地方の支店でのセミナー講師を任されたり、ことし2月には御承知のように全国の5団体に贈られた、ふるさと納税未来大賞をいただけるなど、地道な活動ではありますが、広告代をかけなくても多方面からいろいろ評価をいただいているところであります。

また、こうしたふるさと納税の取り組みに合わせて、町の貴重な財産であります競馬場に関しても、これを取り上げた5分ほどのテレビ放映も、この年明けの1月9日にメーテレで取り上げられる予定になっておりますし、今聞いた話では、CCNが地元の正月を届ける番組で、1月1日に笠松町の八幡神社で中継をされるということも聞いております。

こういった取り組みを通じて、私どもは笠松町との縁を大切にして、心からのおもてなしの気持ちを実践することの必要性を実感しましたので、現状の取り組みを継続していくこととともに、またさらなる効果的な広報活動に努めてまいりたいと思っております。

また、そのようなよさを発信したり、あるいは情報のキャッチなどをする専門の職員を配置してはどうかという御質問であります。先ほどのふるさと納税というのは、企画課が所管をして、広報紙の発行などの業務も企画課が所管をしておりますが、企画課だけでは、やはり広報活動を行っても広がる幅には限界がありますから、そういった思いから、今、役場全体で取り組むために、全職員が広報パーソンになることを実践して進めております。

広報パーソンは、議員御指摘の各種のいろんな情報の収集や、情報の発信を担うものを指しますが、役場の全職員がそういうような広報活動を行うことで、役場のさまざまないろんな部署が個々に展開してきたものを報告や、あるいはお互いに連絡し合うことによって情報共有ができて、そしてまたさらに大きな情報発信に結びつけられることが利点でもあります。また各課に1名を広報委員として位置づけて、それぞれの課の広報活動を行っておりますが、この広報委員はそれぞれの課の情報を集約して発信する役割を担っております。そしてまた、この広報原稿やマスコミ宛てに発信するニュースリリースなども掌握をして、対応させていただいております。

このようなことから、現在では、今後も専任の職員を配置するのではなくて、各課の今の広報委員を中心に、全職員が広報パーソンとしての自覚と責任を持って、広報への意識を高めるとともに、各担当分野での情報収集や、あるいは広報活動に努めてまいりたいと思っております。

そして、観光ガイドのようなものをつくって、そのような中に行政サービスも入れてアピールしてはどうかという御提言であります。現在、笠松町には町内の主要施設を掲載した観光ガイドマップや歴史を中心とした冊子や、NPOが作成した散策マップなどがありますが、それぞれの事業目的に沿った内容で作成しているのが実情であります。

議員御提案のとおり、この観光ガイドに行政サービスなどの情報を掲載することによって、これら全ての情報を得られることができる点では、大変メリットがあることだと思っております。歴史文化、自然や行政情報を掲載して、そしてまた全てを網羅した冊子として、現在は、私どもは笠松力検定テキストがありますが、このテキストはいわゆる検定受検者に対してお配りするほか、かさまつ応援寄附金の活用報告の際に、寄附者全員の方にお送りさせていただいて、笠松町を全国にPRさせていただいているのが現状であります。

ただ、一つにまとめることによって、情報量がいろいろ膨大になってまいりますことも懸念されるので、目的やターゲットに合った広報媒体によって、効果的にアピールできるように、これは我々も努力して、努めていかなければならないと思っております。

次に、高齢ドライバーの運転免許についての御質問であります。

運転免許がなくなって、買い物に支障を来す方がふえてくる中で、これからの対策についての御質問であります。

近年、運転免許証の自主返納者への支援策を実施している市町村もありますが、運転免許証を自主返納した方だけに、例えば私どもの巡回町民バスの回数券の交付などを行うことは、これは以前に議員の皆さんから一般質問で御質問があったときにお答えしたように、運転免許証をもともと所持していない方との公平性の問題もあることや、巡回町民バス路線において、町内全域を網羅しておいて、一定の利便性を確保していることや、料金も1乗車100円と安価な料金設定であることから、現在、自主返納者のみに対する支援策としては考えてはおりません。道路交通法の一部改正に伴って、今後、運転免許証の取り消しや、自主返納が促進されて、買い物に支障を来す方が増加することも事実でありますので、各種制度による家事援助サービスの利用促進を図るとともに、町内にも野菜や米や日用雑貨などを自宅へ配達するサービスを行っている商店もあることなどから、商工会と連携をしながら、これらの周知にも努めてまいりたいと思います。

また、先ほど長野議員からの質問で答弁をさせていただきましたが、誰もが安心して暮らせるまちづくりのために、地域包括ケアシステムの構築の中で、来年、平成29年度から実施する介護予防日常生活支援総合事業や、あるいは近所の皆さんやボランティアなどによる買い物や通院支援など、身近な地域でお互いに助け合う、いわゆる互助の仕組みづくりにも今後取り組んでまいりたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

いろいろ言われましたけれども、まずは最初の笠松町のよいところのアピールの件で、ふるさと納税でかなり成果を上げているということから、マスコミがそれを取り上げてくれたことであるわけなんですけれども、以前、笠松町が政策的にやった、先ほどもちょっと言いましたように、医療費無料化の件ときは、いろんなマスコミが向こうから取材に来たんですね。勝手に来てくれたんです。テレビも来た、新聞も来たという。中学生まで無料化したとき、私はもう既に議員でしたので、あのときは本当にテレビにも新聞にもよく出ました。

そういったように、向こうが取材をしたいと、そう思われるような、先ほどの田舎館村ではないんですけれども、田んぼアートみたいなものをつくって、取材をしたいんだと思われるようなことを発信していく。そういうことを戦略的にやっていかないと、マスコミのほうも情報を知らないで取材にも来てくれないわけですね。

ですから、私はそういうことを、まず笠松町として戦略的に考えるべきだというふうに思っております。そこで職員の配置で、各課のほうに広報担当みたいな方がいらっしゃって、それを集約して、笠松町のPRを考えるということをおっしゃったんですが、やはりこれは膨大な量になりますし、各課でもふだんの日常業務もあって、そのほかに広報的なことも考えるとな



ると、仕事の量がふえていくばかりなんだわね。それよりは、私は専門の職員を置くべきではないかなあということを思います。

今現在、笠松町の職員は120名ほどだというふうに記憶しておるんですけども、これは別に定数があるわけでもないわけです。平成の大合併のときから、徐々に徐々に人数を減らしてきて、今の数字になっているわけなんですけれども、本当に笠松町を町外に向かってアピールする、またはマスコミ対応をやっていこうとするならば、職員が必要であればふやす必要もあるでしょう。そういうことをやってもいいのではないかなあとは思いますが、専門の職員といますけれども、専門の係があって、私は年間にわたってそれだけの仕事の量があるのではないかなあと思っておりますが、その辺について、町長さんの考え方を。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、伏屋議員が言われた意味はよくわかりますし、私どもの政策の中で、過去のように下水道の受益者負担がゼロとか、医療費の無料化とかという、ある程度、マスコミが目立つような突出した行政サービスがあるときは、我々が別にアピールしなくても来ること、それはいろいろ経験をしてきました。

じゃあ今、私どもが今の行政環境や財政環境の中で、それと同じような突出したことができるかと言えば、それは今やるべき財政状況であればできるんですが、今、多分突出したものというのではないと思います。それだけに、お話ししたように、いろんな地道な行政や、あるいは行政活動の中で、住民の皆さん、そして多くの町外の皆さんが、笠松ってそんなことをやっているんだねということをPRすることが大事な部分でもあると思います。そのためには各課に職員をきちっと配置した中で、これはいろんなほかの町村と比べても、よい結果やおもしろい成果があるのでPRしようということでリリースをしたりすることが、やはり情報発信になるのではないかと思います。

そういう地道な活動をしてきたことによって、今申し上げたように、名古屋の証券取引所や、あるいは大和証券の東海エリアの支店の皆さんが、まちづくりやふるさと納税について、ぜひ講師としてやってくれという要望も来るということは、そういう情報を発信しながら、地道にやっていることが、そういうことにつながりにもなっています。気持ちはよくわかりますし、我々もそういうアピールしたいものをいっぱい持ちたいのは同じことでありますけど、そういうのがないときには、やはり地道な活動の中でのPRというのは大事な要素になってきますから、我々は今の体制の中で、職員がしっかりそういう情報交流や発信ができる体制づくりをやっていくことが今ではないかと思っております。

そうやってやっているうちに、例えば競馬場にしても、今のCCNにしても、いろんな情報を向こうからキャッチしてくることもありますので、そういうことの相乗効果にできるような体制づくりを今固めていくことであると思います。

言ってみえる意味はよくわかりますし、体制づくりに対しては我々も同感でありますから、そういうことをきちんと進めていきたいと思っておるのが現状だと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） そこで、今、この人口減少の中で、いろんな自治体、市町村、都道府県が積極的に取り組んでおるのが、やっぱりマスコミに受けることだというふうに思いますし、そのためにコマーシャルを出すところも出てきているんですね。

大分県で、温泉の中でシンクロナイズドスイミングをやっているコマーシャルが出ていましたね。ああいうのをつくるとか。それから、これは市町村がやったわけじゃないんですけども、例えばことしヒットした「君の名は。」ですね。あれは飛騨市がモデルなんですね。東京と飛騨市なんです。なぜ飛騨市なのかはわかりませんが、作者が飛騨に行ったことはあると思います。あることから、それであそこの風景だとか、駅というものが魅力的だったということで、それを描いたんでしょうね。それによって、飛騨市へ来る観光客が物すごくふえた。これは事実なんですね。

ところが、現実的にあそこには映画館が一軒もない。高山市もない。飛騨市の人には映画を見たことがなかったんですね。それで、せんだってと今回と2回、上映会をやったということなんですけれども、あそこの人は富山市へ行くか関市、関のマーゴにあるそうですねけれども、どちらかへ来ないと「君の名は。」という映画が見られなかった。それで、市長さんがあそこでやるということに決めたらしいんですね。

そんなことで、いわゆるフィルムコミッションというのを自治体の中に設けて、映画だとかテレビだとか、そういうものにまちの中を撮影してもらって、そういうものでPRするという、そういったことを取り組んでいる自治体も現実にあるわけですね。

今、NHKの朝ドラでやっている「べっぴんさん」は神戸市のフィルムコミッションなんですね。協力してやっているんですね。現実にはそうなんです。

そういったことで、そういうフィルムコミッション的なものを私はつくってやりなさいということを行っているわけじゃなくて、そういったふうに笠松をPRするための戦略的なものを何か持たないと、どこも取り上げてくれない。向こうから来るのを待っているだけでは、笠松としては手おくれになってしまうと私は思いますので、先ほど町長さんが答弁されましたように、大和証券だとか、いろんなところがふるさと納税関係で取り上げてくれたということはありがたい話なんですけれども、そこだけじゃなくて、ほかのところにも、例えば今のふるさと納税でもいいんですよ。こういったものでも、笠松町はこういうふうに行っていますということをもっと外に向かってPRすることが必要ではないかなあとと思いますので、そういったことを戦略的に考えることについて、もう一度、町長さんの考えをお願いしたいのですが。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 私どもの笠松町が持っている歴史的な財産や自然的な環境や、あるいは人的な財産というのは、いろんな意味でいっぱいある町ですよ。それを今言われたように全国へ、世界へ発信できるものというのは、それは評価によっては違うと思いますから、そういうものをつくり出す一つの知恵というのは必要かもしれません。

過去、何があったかと言えば、ここは笠松競馬場があって、オグリキャップという馬が出たことによって、全国にいろんな発信ができたこと。これはやっぱり大きな一つの財産であると思います。

じゃあ、そういう財産を今ある環境や財産の中から、しっかりみんなが見きわめて、これはいろいろ考え方があると思いますが、この町のよさというのは、我々が中にいてわからない部分があるかもしれませんので、いろんな人の目から見た町の財産を発信できるものを考えていく。これは専門的な人ではなくても、当然、今我々が一生懸命、議員の皆さんも含めて、まちづくりや町のことを考えているみんながそういう発想の中で出てきたことが一つの力となって発揮できれば、僕は十分だと思います。そういうものをつくり出す力というのは、いろんな人の力が結集しなきゃできないと思いますから、今申し上げたように、町の職員や我々みんなが知恵を絞りながら、前を向いて体制づくりをすることがこの町のやり方ではないかなあとと思いますので、今はそういう方向づけをして進めていきたいと思っております。

こういうことがあるんじゃないのという、いい傾向は、力があればぜひ提示をいただいて、それに基づいて、じゃあどういふ人がそういうことをできるだろうかということ、必要な人がいれば、それは外から招いてもやればいいんですが、やっぱりここの中で気づくのは我々だと思いますから、ぜひそういうことの観点を議員の皆さん初め、職員や町民の皆さんと一緒にやってつくり上げていけばいいのではないかと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そういうふうにも今後も努力していただきたいと思っております。町長さんの言っていることも私はわかりますので、笠松町をよくしたいという思いで、お互いがそういう思いだと思いますので、そういうことで向かっていきたいなあとということを思います。

それでもう一つ、コミュニティサイクル、今社会実験をやっているんですけども、これの件なんです、自転車を借りて、私も聞きに行きました。どういう方が借りられるんですかと言ったら、町外の方も借りられる、そして町内の方が買い物なんかにも使うこともいいですよということを言われました。

これの目的が、町外の方に使っていただいて、笠松のいいところを見て回ってもらう、それでまた自転車を返してもらって帰ってもらうということが最大の目的なのか、笠松の方が、あ

そこに自転車があるから簡単に借りられて、笠松の町の中を回って行って、どこかへ寄るとい  
ろんなポイントがもらえるからというので、それを生かしていこうというふうに思っていらっ  
しゃるのか。

実は、この社会実験の始まる前の一番最初の提案のときには、私は議員ではありませんでし  
たのでわかりませんが、その最大の目的はどっちなのか。それをまず聞きたいんですけども。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 一つの最大の目的というのは、私どもが笠松町のまち・ひと・しごと創  
生総合戦略の中に、人を呼び込むという一つの大きなテーマの中で、このコミュニティサイク  
ルによって、笠松へ来た人が笠松の町を回ってもらうために、そういう手段を持っていくこと  
を考えようよということと、もちろんそういうことによって、各商店や皆さんが潤うようなこ  
とがいい、笠松を知ってもらうことがいいという、呼び込むことが大きなテーマの一つであり  
ました。

今やっているのは、社会実験を通じて、いろんな情報を集めているのが今の段階であります  
から、このことを積み重ねた中で、これからのコミュニティサイクルのあり方をしっかり体制  
固めをして、そのためには道路事情や、私どもの笠松町のいろんな見ていただくところを整備  
することも入ってきますので、そういうことを今の社会実験を通じて出たデータで、これから  
先の対応をしていきたいと思っています。

一番は、やはり人を呼び込むことを主眼に置いたコミュニティサイクルになっていると思  
います。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうしますと、せんだってこの件に関して、笠松ナビというチラシもも  
らってきました。5つのコースがそれぞれ別々にあったんですけども、今ここにもありますが、  
それを見ながら、笠松の歴史の中でこういったものがあります、こういったものがあり  
ますと書いてあります。要するに、笠松の検定試験の中から抜粋してあるようなものが1枚の  
紙であって、それが5枚あるんですね。20分コースだとか、30分コースだとかと書いてあり  
ました。

そういったものを先ほど言ったように小冊子みたいなものにまとめて、いわゆる観光ガイド  
といったものにしていく必要があるのではないかなあとと思います。

笠松は、歴史はあるんですけども、本当の観光地というイメージはないわけですね。古い  
建物はあります。お寺だとか神社だとか、そういった歴史的なものはあります。そして、笠松  
に来られた方が笠松の中で食事をしたり、コーヒーを飲んだり、買い物をしたり、笠松の名産  
品と言われるものも、昔ながらのものもあります。そういったものもPRして、笠松に少しで

もお金を落としていってもらおうということが必要ではないかなあとと思います。

そこで、こういったものを小冊子的なものにし、そしてその後、笠松以外の方に来ていただくということですので、それをいかにして外に向かってPRするか、来ていただくためにですね。例えば、広報媒体といいますか、そういったPR方法をやっぱり充実させないと、よさというのはなかなか発信できないのではないかなあとと思いますが、まずお聞きしたいのは、この社会実験が始まる前、そして今もそうですけれども、どのような方法で町外のほうにそれをPRされているのか。それをまずお聞きしたいんですけれども。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをいたします。

町外に対するPR方法ですけれども、先ほど町長が冒頭に御答弁申し上げましたように、広報委員さんを主に、そういった広報活動を全職員が広報マンということでやっております。

その中で、リリースということで、マスコミ各社、民間のテレビ局等にも情報提供しながら、事業の実施でありますとか、中間的なことも報告しながら、外への発信に努めているところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そういったPRをしているということなんですけれども、現実的にマスコミがこの社会実験に対して取り上げてくれた社はあるんですか。それをちょっとお聞きします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今のコミュニティサイクルをやり出したときの取り上げはなかったんですが、その前のレンタサイクルの事業のときには、マスコミが取り上げて、写真も入れて、こういうふうに拠点が3つあって、こうやってやっているという紹介はしてくれたんですね。それは前の社会実験のレンタサイクルのときだったんです。

今度は、また違ったコミュニティサイクルでありますから、じゃあどういふふうに自転車でまらめぐりができて、町の中でやっていくかということを実験をやりながら進めておるわけですので、このことのPRというのは、まだやっぱり足りないと思います。町外に対してのPRは足りないと思います。

笠松駅へおりてきた人が、たまたまやっているのを見て、あつと言って借りた人がいるくらいで、それがあって、承知して来たというのは、なかなかまだ少ないようであります。それは、今の大同大学の先生や皆さんと共同して、今のコミュニティサイクルの対応を進めていますから、そちらのほうからもまたいろんな知恵をかしていただいて、発信をしていきたいと思っています。

[ 6 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうすれば、この事業そのものは国の地方創生の事業ですので、PR用の例えばポスターをつくったらどうなんですか。岐阜県下の市町村に全部配るとか、愛知県下も全部配る、三重県下も津までぐらいの市町へ全部配って、公民館みたいな、人の集まるところにそれを掲示してもらって、張ってもらって。こういったことを笠松はやっていますよというPRですね。そういったことを考えてPRをしたらどうなんですかね。

やっぱり人の目に触れないと事業そのものが理解されませんし、やっていますよということが、最初に新聞に取り上げてもらって、新聞に載っただけ。これでは、人間の記憶というのは、きのう言ったことだって忘れてしまうことですからね。特に私らは前期高齢者になりましたので、そういったことになるわけですね。国の経費でこれはできるわけですね。ポスターをつくらうと思ったって、つくれるわけです。そういったことは考えられませんか。

○議長（岡田文雄君） 村井企画環境経済部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをいたします。

実績といたしましては、さっきの新聞社、中日新聞のほか、CCNが取材に来てくださったりとか、この辺の地域のマスコミの方には取り上げていただいたりしております。

それと、あとはこのレンタサイクルとコミュニティサイクルにつきましては、大同大学の協力のもとに実施している部分もございまして、そちらのほうは笠松町と大同大学がそういったことをしているよということで、名鉄電車の車内広告なんかに使わせてほしいというような大学からの申し出もございまして、そういった部分でPRとかもさせていただいております。

いずれにしても、議員さんのおっしゃいますように、さまざまなPR手法というのはあると思いますので、これで満足することなく、いろんな手法を考えながら、さらに事業のほうをPRしてまいりたい、このように考えているところでございます。

[ 6 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 今、部長の言われましたように、さまざまな方法があると思います。今、例えば一つのポスターということをお願いしたんですけども、いろんな方法があると思いますので、その方法を検討しながら、こういったことによって笠松町のPRを大いにしていきたいなと思います。

次に、高齢ドライバーの運転免許の返納についてお尋ねをいたします。

平成29年度に地域包括支援センターの協力といいますか、互助の精神で、こういった高齢者対策を考えていくということをおっしゃったんですけども、先ほど来から言っていますように、本当に高齢者が多くなって、運転免許の返納、それから運転免許の取り上げということが

来年の3月以降は起き得る可能性があるわけですね。

免許の更新の仕方も、本当に変わってきます。75歳以上の方は、今までは教習所へ行って、講習を受けて、適正であるという判断をされたら、免許更新所へ行けばよかったですけれども、今後は一番最初に免許更新所へ行かなければならない。免許更新所へ行って、認知症検査をやって、それでいいですよといったら、今度、教習所へ行って、適性検査を受けて、それでオーケーが出たら、更新所へまた行って、そこで免許の更新を行うという形になりますので、高齢ドライバーの方には日数もかかりますし、大変な作業になるわけなんですけれども。そのくらいしても、やっぱりあれだけの事故が毎日毎日のように起きて、物損事故だけなら自己責任で済まされるんですけども、亡くなられた方がおられるということになると、それで済まされないというふうに思うわけですね。

それと、車の免許云々じゃなくて、高齢者の方がこれからふえてきますから、先ほど申しましたように、いわゆる買い物難民という方がたくさん出てこられるのではないかなあと 생각합니다。午前中の一般質問で、巡回町民バスの利用の件も出ておったんですけども、買い物に行く場合、今あのバスに乗って、じゃあ買い物に行くかという、なかなか行けない。買い物するところが、大型店というのは2カ所しかないんですね、笠松の中は。あとは小さなところで、小さなところは極端に言えば下羽栗というのはほとんどないに等しいわけですね。笠松の中に少しぐらいしかない。松枝のほうほどの程度あるのか、私もよくわからないんですけども、本当に町外へ行ってしまいます。今は車に乗って町外へ行ってしまいうわけですけども。町内での買い物というのは本当にしづらいといいますか、それで、先ほど、私は不便だということを使ったんですが。

そういうことから言うと、いわゆる行政サービスとして考えていくなら、例えば地域包括支援センターの方が、近所の方の分の買い物代行をしていくみたいなことを考えていくとおっしゃったんですけども、シルバー人材センターの方々に、今、高齢化している団地なんかもそうなんですけれども。例えば岐阜の大洞団地、あそこは坂があって、高齢者ばかりなんです。若い方はみんな出ていってしまったもんですから。それで、今何をやっているかというのは、民間があるんですけども、いわゆる移動車によって物を販売に行くわけですね。何曜日の何時にここへ来ると場所を指定して、週に2回ぐらいですから同じ場所には行かないみたいなんですけれども。

そういったサービスといいますか、いわゆる行商みたいな移動販売、こういったことができないかなあと。そうしますと、本当の近場、近場に行けるわけですね。何曜日の何時と時間指定すれば、その時間帯に集まってきてもらおうと、そこで買い物をしてもらおう。買い物をすれば、当然ながら、今度はこういうものが欲しいという要望も伝えることもできるし、次に来るときにその要望に沿ったものを持ってくることもできる。

そういったことが笠松の地域の中で行うことはできないかなあと。民間でやっていらっしやるということも今おっしゃったんですけども、そういったものを行政サービスとしてやっていくということは考えられないかなあとと思うんですが、それについてはどうですか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、御質問の中でいろいろ指摘されたことに関しては、確かに高齢化が進んでくる中ではそういうものも必要になってくると思います。

そして今、御質問の初めのタイトルが、高齢ドライバーの自主返納という部分もあったものですから、そのことをいろいろ考えてみましても、確かに今の高齢者の方の事故も目立ってきています。高齢者の方に余りそういう自主返納とか、ドライバーの皆さんに免許を取り上げるようなことをいろいろ言えば、これは高齢者の方のプライドもありますから、そういう問題も考えなきゃならないことと、免許証を取り上げることによって、自由さが制限されてくることも大きな問題になります。一番問題なのは、そういう取り上げた、あるいは高齢ドライバーの方に自主返納してもらった方の対応というのは、これは行政がやることだけではなくて、一番基本はまず家族がどう対応できるかということをやることと、そしてまたそれによって、地域の周辺の皆さんがその人に対してどう対応できるかということを助け合う、そういうシステムができることと、それに最後に、今言われた我々行政やシルバー人材センターやいろんな皆さんが、その環境に応じてどういう対応をできるかということを進めることであって、我々が全て、その地域地域やその人個人のいろんなことに行政が手をつけることではないし、できないことだと思います。

そういうような地域システムをつくるのが、これから始まる一つのシステムの構築でありますから、僕はこのことが、今のマスコミの話じゃないですが、この地域を見てみても、笠松町が一番初めにそれが手がけられて、一番初めにいいシステムができる環境というのを、僕はこの町が持っていると思いますので、それはこの一、二年の間に構築しながら外へ発信すれば、笠松って、そんな住みやすいいろんな環境でやっているんだねということがわかれば、また人が来ることにもなると思います。

そういうことを今、目指してスタートするのが、これからのシステムづくりだと思っていますから、そういうことは全て含めば、今、伏屋議員が言われたような生活支援になることでもありますので、そういう大きなくくりの中で、行政としてタイアップをしていきたいというのがこれからの願いであります。

たまたま先週の日曜日に、NHKの日曜討論の中で、高齢ドライバーの皆さんのことを議論されていたこともあり、そのこともしっかり聞いた中で思うのは、やっぱり今言ったような我々の行政だけではなくて、家庭や地域がどう、その人の免許を返納した後の対応がみんなできるかというのが大きな問題だということも言っていましたので、そのことも踏まえて、



我々も対応をこれから考えていきたいと思っております。

[ 6 番議員挙手 ]

○議長（岡田文雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 次のときに言おうと思っておったことをちょっと言ってしまったので。私は高齢者にも優しい町だよということを外に向かってPRしたい、そのことを今度言おうと思っておったら、町長が言われたので。

確かに町長さんのおっしゃるとおりなんですわ。まずは家庭ですね。そして、周りの地域、そして行政、そういうふうだと私も思っているんです。思っていますが、来年の3月以降の高齢ドライバーの免許更新に際しては、取り消しされる可能性があるわけです。今までは自主返納しなかったんです。行政として、公安委員会があなたはもう免許は出せませんよ、取り上げますということはできなかったんですけれども、来年3月からはできるようになるんです。ですから、自主返納の方もいらっしゃるでしょうし、免許をもらえない方もこれからはふえてくるでしょう。

そういったことで、高齢者の方々の支援策が行政としても必要になってくるということで、笠松町はお年寄りにも優しい町やということを訴えるためにも、今からもう行政として、先ほども言いましたけど、家庭とか地域だとかということもありますけれども、行政としてこれだけのサービスをするということは今から考えていく。きょう言って、あしたやってくださいと、平成29年度からやってくださいということではなくて、今から検討をして、5年先になるか、10年先になのかはわかりませんが、そういった先のことに対応するような政策を組んでもらったらどうかと提案したつもりだったんですけれども、それについてちょっと最後にもう一言お願いします。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われたように、来年3月から免許の更新にそういった手が入るわけですが、やっぱりこれは認知症の部分でいろいろ出てくることですが、認知機能が減少している人というのは、自分には絶対にそんな認識がないことですから。これはプライドの問題もありますし、大きな社会問題になる可能性もありますから、これは我々の関知することではないですが、気をつけてやってもらわなきゃいけない部分ではないかと思えます。

そういう問題も生まれてくる中で、社会全体が高齢者の皆さんにとって住みやすい地域になるように、今言われたことも踏まえながら、我々は将来を見据えて体制づくりをしていきたいと思っておりますので、またいろいろ御指導や御理解をいただければありがたいと思っております。

○6番（伏屋隆男君） 終わります。

○議長（岡田文雄君） どうもありがとうございました。

一般質問の途中ですが、2時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時40分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

3番 尾関俊治議員。

○3番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず初めに、大規模地震対策についての質問をさせていただきます。

阪神・淡路大震災から22年弱、東日本大震災から5年9カ月が経過し、どうしても気がかりなのが、この地域で言われている東海地震です。一たび発生すると、東南海・南海地震と連動し、南海トラフ巨大地震の発生が心配されております。

1970年代から、東海地震は10年以内か100年後かは地球物理学的には決定できないが、あすにも発生する可能性も否定できないと言われてきました。また、このところの活動で、ある科学者は、地震国日本は地震や火山の活動期に入ったと見るべきでしょうと言っています。

自然災害から逃れることはできないとしても、何ができるのか、どういった準備をしておいたらよいか、おのおの考えておく必要があります。

そこで1つ目の質問ですが、羽島郡防災連絡会で、羽島郡防災ハンドブックが作成されました。このようなハンドブックを町民向けにつくってはどうか。町民が見て、わかりやすい内容でなくてはいけません。イラストを多く使い、内容の説明をするとわかりやすくよいのではないのでしょうか。

地震発生の瞬間、地震直後の行動、避難、避難生活、生活再建、備蓄、室内の備え、室外の備え、コミュニケーション、その他の災害対策、災害発生時に役立つ知恵や工夫、災害知識、緊急連絡先等、町民が知りたい情報をハンドブックに載せてはどうか。町長の考えをお聞かせください。

2つ目ですが、緊急地震速報についての質問をさせていただきます。

10月21日14時7分に、鳥取県中部で震度6弱、震源の深さ約10キロメートル、マグニチュード6.6の地震がありました。その際、私のスマートフォンに地震が五十数秒後に来るとのメールが届きました。これは、ヤフー防災速報アプリからのメールだったと思います。スマートフォンのトップ画面にメールが来るため、中を開かなくても内容が見られて、身構えることができました。また、ゲリラ豪雨の際にも、ヤフー防災速報は雨が降る前に来ます。

あんしんかさまつメールは、地震が発生した際、またゲリラ豪雨の際、いつどのようにメールが届くのか、お聞かせください。

次に、収納率の向上についての質問をさせていただきます。

町税未納の中には、企業の業績不振や解雇、病気などで町税をなかなか納められない方も含

まれると思いますが、マイナンバー制度や平成31年10月の消費税引き上げを考えると、今からさらなる繊細な収納計画が必要になってくると思います。

平成27年度より、町税と水道料金、下水道料金使用料をコンビニエンスストアで納めることで、どれぐらいの収納率向上になったのか、またコンビニエンスストアで納めることによって、町民に不都合なことがあるのか、それぞれお聞かせください。

次に、昨年度までの5年間の収納状況の推移と、その結果をもたらした要因をお聞かせください。また、収納率向上を目指すに当たり、何が障害となり、何に取り組まなければならないのかをお聞かせください。

3つ目に、認知症対策についての質問をさせていただきます。

認知症においては、早期発見、早期治療とできるだけ早い時期の適切なケアの提供が重要となります。そのため、かかりつけ医や看護師、ケアマネジャー、作業療法士などから成る認知症初期集中支援チームによって、病状や生活状況などの評価、適切な医療機関の受診勧奨、必要な介護サービスの案内を行うことが重要です。

現在行われている認知症初期集中支援事業について、内容をお聞かせください。また、新オレンジプランにおいて、2018年度から全ての市町村で実施することが目標とされていますが、今後の対策、方針についてお聞かせください。

次に、現在行われている認知症にならないための対策で、町が行っていることについてお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田文雄君） 尾関議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、尾関議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の大規模地震対策の中で、防災ハンドブック等の作成を考えてはどうかという御質問であります。現在、当町では毎年、広報かさまつ9月号で防災特集を組み、防災意識の高揚を図りながら、日ごろから携帯していただけるように笠松町の防災必携を作成して、町民の皆さんに防災や減災に役立てていただけるように努めております。

また、この4月に発生しました熊本地震を受けて、ことし8月に、今すぐ活用ができ、いざというときにも役立つ情報をわかりやすくまとめた我が家の防災マニュアル（地震編）というのを作成して、これは自主防災訓練のときや防災講演会の開催時に町民の皆さんに配付をさせていただきました。

質問の中で御指摘いただいていたように、イラストを多く使用したハンドブックというのは、大変わかりやすく有効であると考えております。笠松町においても、この作成を検討している段階ではありますが、今年度、ちょうど国や岐阜県において洪水ハザードマップ等の見直しを

実施している中で、今後それを受けて、私どもも笠松町の洪水ハザードマップの見直しを検討してまいりますので、その見直し等をした中で、そういう状況を踏まえて、今言われたようなハンドブック等の内容の検討も編集をしてできないかということを考えてまいりたいと思っております。

その次に、あんしんかさまつメールは、地震が発生した際、またはゲリラ豪雨の際にどのようにメールが届くかという御質問であります。現在、あんしんかさまつメールでは、登録をいただいた方に緊急を要する情報を携帯電話やパソコンに、迅速にかつ的確に6つの情報をEメールで配信しております。

この6つの情報というのは、笠松町に発令された特別警報の気象情報と、そして震度4以上の地震情報、台風や火災などの防災情報、そして警察からの不審者情報などの防犯情報、そして避難所開設や避難地域に関する避難所情報、避難人数や避難所施設に関する避難情報、この6つの情報をお伝えさせていただいております。

このうち、気象情報と地震情報につきましては、これは気象庁から発令の際に24時間、即時配信されることとなっておりますし、その他の情報については、これは随時配信をされます。

このあんしんメールは、いざというときの情報収集の有効な手段の一つとして理解いただいております。この11月末現在では、約6,226名の方に登録をいただいております。

その次に、収納率の向上についての御質問の中で、コンビニエンスストアで納めることによってどれくらいの収納率の向上になるかという御質問であります。

町税のコンビニでの収納は、御質問にあったように平成27年4月から実施をしておりますが、町県民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が利用できるわけであります。また、水道料金や下水道使用料のコンビニ収納というのは、これはもう以前の平成22年4月から実施をしております。

このコンビニ収納は、税金や料金等の情報をバーコードで管理することから、原則として納期限内の取り扱いのみとなりますが、金融機関の窓口での納め忘れの際や、あるいは忙しくて金融機関の営業時間内に足を運べないような方々にとって、24時間営業のコンビニというのは大変有効な収納機関であると考えております。

具体的な収納率への影響については、これは数値分析をいたしかねますが、コンビニ収納は町税や水道料金など、町の徴収金の納付環境の向上につながるものであり、少なくとも現年度分の未納を減らすことができる収納率の向上には役立っているものと考えております。

次に、コンビニで納めることによって、町民の皆さんに不都合な点はあるのかという御質問であります。今申し上げましたように、コンビニ収納というのは役場や金融機関の営業時間外でも、24時間いつでも納付できることから、町民の皆さんにとって大変便利なサービスであり、基本的に不都合はないとは考えていますが、仮に不都合があるとすれば、コンビニ納付直

後に納税証明を必要とされる場合は、すぐに納税証明を発行できないということが上げられます。

このコンビニ納付による入金を町が確認するためには、一定時間が必要でありますから、直ちにシステムに反映できないことが原因となっております。このような場合は、コンビニで納付された領収書を役場窓口で御提示いただくことで、納付確認をして、納税証明を発行しておりますので、若干、これはお手をかけることとなりますが、そのような対応をしていただきたいと思います。

なお、このことは納付書の裏面の納付可能コンビニエンスストアの記載にあわせて注意書きするとともに、町のホームページなどで周知を行っているところでもあります。

次に、昨年度までの5年間の収納状況の推移とその結果、もたらした要因はという御質問であります。過去5年間の収納状況の推移については、後ほど担当部長より詳細は御答弁いたさせますが、町税全体の収納率というのは、平成27年度は95.4%で、5年前の平成23年度が95.6%であり、マイナス0.2ポイントとなっております。

内訳としては、固定資産税はプラスの0.3ポイント、そして軽自動車税はプラスの1.5ポイントで改善が見られましたが、町民税で個人町民税がマイナスの0.6ポイント、そして法人町民税がマイナスの0.4ポイントと低下をしております。また、国民健康保険税につきましては、この平成27年度は73.2%と5年前の平成23年度の76.8%と比較して、マイナスの3.6ポイントとなっております。

この5年間の状況から、景気動向に左右される個人所得や、法人収益に直接影響される税目の低下というのが見られておるわけであり、当然のこととは思われますが、まずはこのことが要因ではないかと推測はしております。

次に、収納率向上を目指すに当たって、何が障害となって、何に取り組まなければならないかという御質問であります。収納率の向上の障害としましては、先ほど申し上げた景気や経済動向等によって、個人所得や法人収益の減収が上げられますが、特に個人町民税などは、前年所得に対して賦課されるために、直近の生活状況と事情が異なる場合がありますので、納付困難な場合というのは出てまいります。

町としては、以前よりこのような場合を含めて、納付相談によって納税者の方々の生活に配慮をしながら、計画的な納税を進めることに努力をしております。あわせて、社会構造の変化や勤務体系の多様化などに対応して、納税や納付しやすい環境を整備していくことに配慮をしております。平成27年度からの町税におけるコンビニ収納導入につきましても、こうした背景からによることでもあります。

しかしながら、納付書による納付というのは、納税者の方みずからが金融機関やコンビニに出向かないと納税できません。さらなる収納率の向上を目指すには、今後一層、口座振替の利

用促進に努めるほか、特に個人住民税においては、普通徴収の事業所を対象とした特別徴収義務者指定の取り組みも重要であると考えております。

また、滞納となっている方には、これは個々の事情もありますが、一向に納付相談に応じていただけない方や、あるいは納付誓約をほごにされた方に対しては、悪質と判断する場合には、私どもは財産を差し押さえるなどの滞納処分を行うことなど、いわゆる税の負担の公平性の確保というものに努めていかなければならないと考えております。

次に、認知症対策についての御質問であります。

現在行われている認知症の初期集中支援事業の内容についてのお尋ねであります。認知症の初期集中支援事業は、認知症状があっても介護や医療を受けていない方や治療を中断している方に対して、早期に専門職で構成する支援チームがかかわって、適切な医療や介護サービス等につなげて、いつまでも暮らした自宅や地域で生活を継続できるように支援する事業であります。

町では、この事業を昨年11月に羽島郡医師会に委託をして、医師、看護師、社会福祉士、そして作業療法士で構成する認知症初期集中支援チームを松波総合病院内に設置いたしました。

この認知症初期集中支援事業の内容としましては、住民や関係機関への認知症初期集中支援チームに関する普及啓発、また認知症初期集中支援の実施として、1つ目に訪問支援対象者の把握、2つ目に情報収集及び観察・評価、3つ目に初回訪問、そして4つ目に専門医を含めた会議の開催、5つ目に初期集中支援、そして6つ目に引き継ぎ後のモニタリングなどを地域包括支援センターと情報共有をしながら行ってまいります。

そして、今後の対策や方針についての御質問であります。町では、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランの基本的な考えであります認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現というのを目指して、超高齢化社会を迎える2025年に向けて、今さまざまな事業を展開しているところであります。

現在、この認知症への理解を深めるための普及啓発の推進として、認知症サポーターの養成、そして認知症の人や家族への相談支援を行う認知症地域支援推進員の設置や、また先ほど御説明しました認知症の容体に応じた適時適切な医療・介護等を提供する認知症初期集中支援チームの設置など、認知症の早期発見や早期治療対策の体制整備を行ってまいりました。

また、昨年度からは、この認知症施策推進のために、羽島郡医師会を初め、関係機関のメンバーで構成する認知症対策協議会と認知症部会を設置して、認知症対策についての検討を行っております。

現在、この部会において、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合には、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう、認知症

の容体に応じた適切なサービス提供の流れを示した、いわゆる認知症ケアパスの作成について検討しているところであります。

今後は、このケアパスが一般高齢者や認知症を発症している方やその家族、医療・介護関係者等の間で共有されて、サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を推進していきたいと考えております。

また、今後は関係機関との連携はもとより、行政だけではなく、民間や地域住民の皆さんなど、さまざまな主体がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であるとともに、認知症の発症を予防すること、認知症になっても早期に診断を受け、そして適切なケアによって地域で生活が続けられるように、一歩先んじて何らかの手を打つという意識を地域全体で共有し、認知症対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

そういう中で、町が行っている認知症にならないための対策についての御質問であります。認知症の予防には、認知症発症以前からの適切な運動や栄養、そしてまた社会交流や趣味活動などの日常生活での取り組みが認知機能の低下を予防する可能性が高いと言われております。

町では、この認知症の予防対策として、転倒予防教室や体操教室などを毎月8回、そして音楽療法を活用したふれあい広場を毎月1回開催させていただいております。

また、認知症の早期発見のために、集団認知機能検査であるファイブコグを行い、認知機能の低下が見られる人を対象に、現在は連想ゲームや計算、塗り絵などを行う認知症予防のための脳元気教室を毎月1回開催させていただいております。

そのほか、地域包括支援センターでは、町の委託によって、認知症の方や高齢者、あるいは地域住民の交流の場として、認知症カフェを毎月3回実施しております。また、御承知のように、社会福祉協議会が行っているふれあいいいきサロンを地域との交流の場として紹介するなど、認知症予防のためのさまざまな対策を行っております。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） それでは、私のほうから、過去5年間の収納率の推移をお答えさせていただきます。

平成23年度から27年度まで、順次棒読みでお答えさせていただきます。

個人町民税につきましては、平成23年度から95.4%、95.0%、94.6%、94.9%、そして27年度が94.8%と先ほど町長の答弁にありましたが、対平成23年度でマイナスの0.6ポイントとなっております。

法人町民税につきましては、98.9%、98.7%、98.6%、99.0%、98.5%、対平成23年度でマイナス0.4ポイントです。

固定資産税が、平成23年度94.8%、94.6%、94.4%、95.0%、95.1%、対平成23年度でプラス0.3ポイントとなっております。

そして、軽自動車につきまして、平成23年度で92.0%、91.8%、91.6%、93.5%、そして27年度が93.5%で、対平成23年度プラス1.5ポイントとなり、町税全体で申し上げますと、平成23年度が95.6%、95.3%、95.0%、95.5%、27年度が95.4%と対平成23年度でマイナス0.2ポイントとなっております。

国民健康保険税につきましては、平成23年度が76.8%、76.4%、75.1%、74.5%、そして27年度が73.2%で、対平成23年度でマイナス3.6ポイントとなっております。以上です。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） それでは、私のほうからは昨年度までの5年間の収納状況ということで、水道料金と下水道使用料について報告させていただきます。

水道料金が、平成23年度95.7%、24年度95.6%、25年度95.8%、26年度96.3%、27年度96%で、対平成23年度から0.3%増になっております。

下水道使用料のほうですが、平成23年度が98.1%、24年度98.2%、25年度が98.6%、26年度98.7%、27年度が98.6%でございます。平成23年度に対して0.5%増になっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

まず初めに、大規模地震災害についてですけれども、笠松町の防災ハンドブックの内容の検討、編集をしていただく予定と答弁いただき、ありがとうございます。

今回、このような質問をした理由なんですけれども、昨年9月、東京都が発行、配布した東京防災というハンドブックを読んだからです。そのハンドブックは、内容が多岐にわたっており、かつ隅から隅まで読んでもらうための工夫がすばらしくて、また読んだことを記憶に残すための工夫が講じられております。ほかに、インデックスは世帯別と場所別に分けてありまして、見たいページにすぐ到達できるようになっております。

そこで再質問ですが、東京防災ハンドブックには全ての災害、台風、地震、またテロに対する施策のことも書いてあります。そのような全ての災害に対応した、体系的で読みやすく、イラストがいっぱいでわかりやすく使いやすい東京防災のようなハンドブックを目指して作成するのはどうでしょうか。もう一度、町長の考えをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほども答弁させていただいたように、まず一つの段階としては、水害の洪水ハザードマップができた時点で、それも含めて、何か皆さんに提供できることを考えていきたい。そのときには、やはりそういう内容も検討したものがいいのではないかとということはお答えしましたが、東京防災のハンドブックや岐阜県が出している同じようなハンドブック



がありますね、もう少し薄いですけど。そういうようなものも、今、参考にしながら考えていますが、いろんな費用のこともありますし、私どもの笠松町にとっては洪水と地震というのが大半だと思います。というのは、土砂崩れやいろんな災害はないところだと思いますから、そういうものを含めて、住民の皆さんに理解いただけるようにしたいとは思っていますが、我々も今まで、御承知のように、いろんな防災訓練や広報を通じて、防災マニュアルの地震編という、これもやはり字だけじゃなくて絵も、説明も書いた部分もある。これを読んでいただければ、僕はいつもハンドブックとして持っていなくても、大変役に立つもんだとは思っていますが、なかなか住民の皆さんはこれを持って歩くようなことはしないのと、やはり字が多いので読みづらい部分があるかもしれませんが、ただハンドブックでそういうことをやって、みんながということになるかどうかも含めて、やっぱりもっと身近にわかりやすい部分を考えることは大事なことだと思いますから、いろんな費用の面も、費用対効果も含めて、ハザードマップができる来年までの間に対応を考えていきたいと思っております。

また、そういう点に関して、東京防災のようなことではなくて、こういうこともできるのではないのといういい知恵があれば、ぜひ議員の皆さんからも御提示いただければありがたいですし、ぜひ住民の皆さんに理解いただけるようなものをつくっていききたいと思っております。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

よいものは、私はまねをしてもいいと思っております。まずは、東京防災を一度熟読していただいて、よいところを取り入れていくとよいのではないかと思っております。

こういったものを印刷すると当然費用もかかってきますので、例えば、まずホームページに掲載して始めてみるのも一つの方法ではないかと思っておりますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

次の再質問になりますけれども、ヤフー防災速報については、先ほど言いましたが、災害が発生する前に情報が届けられますが、現在、笠松町では町民に地震やゲリラ豪雨のような情報はどのように届けられているのか、お聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） お答えいたします。

先ほども町長答弁の中でございましたが、あんしんメールなどは気象庁の気象警報等の発令と直結しておりますので、局所的なゲリラ豪雨のようなものには対応できておりません。したがって、ゲリラ豪雨等に対しましてはちょっと発令はできないということになります。

あと、大規模な災害といたしまして、現在、町として国を通じてやっておりますことに、全国瞬時警報システム、通称Jアラートシステムが上げられます。このJアラートの場合は、弾

道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等の対処に時間的余裕がない事態に関する情報が人工衛星を用いて国から送信されて、市町村の同報系の防災行政無線等を自動起動して、住民の皆様へ緊急情報を瞬時に伝達する仕組みになっておりますので、いわゆる今回、更新、拡充しました防災行政無線でお知らせできるということで、時々、試験運用で地震に関しては発令されておると思います。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

確かに、Jアラートシステムというのはすばらしいものだと、私も思っております。しかし、さらに万全を期するためにも、ヤフー防災速報アプリのようなものを併用するとよいのではないのでしょうか。

しかし、このようなアプリを開発するのはやはり難しいと思います。災害をいち早く知る方法として、ヤフー防災速報アプリやそれと同様のアプリを紹介していくというのも、災害を減少させる手段の一つと私は考えておりますので、ぜひそういったことも考えていただければと思います。

先ほどの防災アプリは、私も10月21日に初めてこういった五十何秒前というのが、自分の携帯のトップ画面に上がってきたんですけども、そこで身構えることができました。実際に、そのときには震度2か3が来たと思うんですけども、例えば直下型地震ということで数秒後とか、十数秒後とか、そういったことで地震が来るという情報がわかるだけでも、やはり身構えることというのが可能になると思います。いろいろな方法を駆使して、減災を目指せるといって私は思っておりますので、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、収納率向上についての再質問をさせていただきます。

まず初めに、平成27年度現年課税分の町税のコンビニ収納、一般収納、口座振替の割合を教えてください。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） お答えします。

平成27年度の第1区分の現年課税分といたしまして、税目ごとでなくトータルで申し上げますと、コンビニ収納が14.5%、一般が40.3%、口座振替が45.2%となっております。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 水道料金と下水道使用料の関係でございますけど、自主納付とコンビニとが分かれていないので、そこはわかりませんが、自主納付で17.4%、クレジット決済で9.2%、口座振替で73.4%。下水道のほうが、自主納付で17%、クレジット決済が11.2%、口座振替が71.8%でございます。

[ 3 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） 現年度分の収納率で、コンビニ収納導入前の年度と導入後の年度での収納率というのがわかれば、お聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） お答えします。

申しわけございません。ちょっと集計が税目ごとに分かれておりますので、税目ごとでお答えをさせていただきます。

導入した平成27年度は、個人町民税が98.3%で、26年度と変わりございません。固定資産税につきましては、平成27年度98.6%で、26年度98.8%に対し、マイナス0.2%となっております。軽自動車税につきましては、平成27年度97.9%で前年と変わっておりません。国民健康保険税におきましては、平成27年度91.5%で、前年度と比べプラス0.2%となっております。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 水道料金と下水道使用料の関係ですけど、平成22年度から始まっておりますので、21年と22年の関係ですけど、水道料金が平成21年度に94.9%、22年度は95.9%ですので、1%ほど上がっております。下水道使用料のほうですけど、平成21年度が97.1%、22年度が97.7%ですので、0.6%上がっております。以上でございます。

[ 3 番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

そこまで大差というか、すごくよくなったということは感じられないんですけども、実は私、事前に町税の督促状の発送件数というのを聞かせていただいたんですけども、コンビニ収納導入前の年度と導入後の年度でかなりの件数が下がったということを聞いております。そこだけでも、この収納率はべらぼうには変わっていないんですけども、督促状の発送がかなり減ったということは、それだけでもコンビニ収納の効果がかなりあったのではないかとわかって、そこはよかったと思っております。

この5年間の収納率を見ていると、本当に大幅によくはなっていないことはわかったんですけども、そこで質問なんです、笠松町には滞納者が実際何人いて、徴収担当の職員は何人かということをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） お答えいたします。

平成27年度末で、法人も含めてですけど約850名の方が未納となっております。平成28年度の収納管理専門の者としましては、3名ということになっております。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 水道料金の滞納者は1,049名、下水道使用料のほうで647名でございます。滞納の職員に関しましては、兼務でやっておりますので、1人にも満たないところです。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

やはり新たな滞納者をふやさないということが私は大切であると思うんですけども、そのためには現年分の収入未済額を減らすことに重点的に取り組んでいく必要があると思っております。

徴収の正規職員というのは、納税折衝とか不動産差し押さえなど、専門知識に基づく滞納整理業務を行っていると思いますが、先ほどの答弁ですけれども、徴収職員1人当たりの滞納者は、先ほどの850名を3人で割っているということですので、大体300名弱ぐらいを1人で持っているということだと思います。やはりこういった滞納者が多いということだと、全ての滞納者に対して事務の手が回らないのが実情ではないかと思っております。

正規職員を高度な能力を要する滞納整理業務に専念させるためには、日常的な窓口対応や電話受付業務について、例えば臨時職員を雇って、主体的な担当をすとか、業務の一部を外部委託するというのを考えるのも一つの方法だと私は思っております。

今後、電話受付業務などを民間委託している先進自治体の事例などを調査したりして、正確かつ公平な徴収業務と滞納繰り越し分収納率の向上に結びつく体制づくりについて研究を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、認知症対策についての再質問をさせていただきます。

現在行われている認知症初期集中支援事業について、また認知症の早期発見・早期治療対策についてはよくわかりました。一番力を入れなければいけないのは、一生健康で、認知症にならないための対策だと私は考えております。そのためには、いろいろなアプローチが考えられます。

例えば、グラウンドゴルフもその一つだと思っております。大人数での交流ができますし、ほどよい運動になりますし、いいスコアで回りたい、うまくなりたいと意欲を持つことで、脳が活性すると思っております。

また、羽島郡医師会と連携している活動量計を持って、かかりつけ医からの運動処方箋をもとに運動をして、生活習慣病やその予備軍、要支援介護者が基礎体力をつけることで健康になり、医療費の削減を目指しているシステムも認知症対策の一つと考えることができると思います。

そこで質問ですが、始めて約1年になりますけれども、町民から行政への声や意見は届いているでしょうか。もしあれば、お聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

活動量計（メディウォーク）を使用した健康増進支援事業ですけれども、昨年の12月から開始したわけですが、約1年近くたちます。その中で、現在、笠松町の医療機関にかかっている84名の方に対して実施しているわけですけれども、その中で、約60名ほどの方が今現在、実施されておりまして、その60名の方の毎月の活動量計を使ったデータを各医療機関、もしくは福祉健康センターでデータを落として、その落とされたデータを各医療機関の先生方や御本人さんに郵送でお送りしております。

福祉健康センターにデータを落としに見えるときに、いろいろお話を聞く中では、実際に運動の習慣が身についたとか、体重の変化はないんだけど腹囲が減ったとかという、よい面でのお言葉をいただいたりしておりますし、逆に一生懸命やっているんだけど、なかなか成果が出ないなあというお声も聞いております。

ですが、今1年ぐらいたって、いまだ継続してこれをやっていたらという事は、皆さん健康意識も高く、御自分の健康に関心がすごくある方だなあということで、それも健康に関するきっかけみたいなものでありまして、認知症予防や介護予防にも役立っているものではないかとは思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

現在、羽島郡で約100名ですけれども、ぜひ健康と認知症予防のために継続していただければと思います。

また、6月の一般質問でも言ったんですけれども、ホースセラピーの第一歩として、馬と触れ合える場の創出としていただくのも認知症対策の一つと考えることができると思います。

そこで質問ですけれども、馬と触れ合える場の創出に関して、今現在、具体的に進められている計画はあるのか、お聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 6月にホースセラピーについての御質問をいただいた後は、今いろいろなそういうことを手探りでやっている中で、松波病院の理事長さんともいろいろ調整させていただいて、これからそういう体制づくりや素地づくりをやるために、まずやっぱりホースセラピーというのはどういうもので、どういう効果があって、なぜ必要なんだという知識をみんなに持っていただくことが大事だろうということで、年を明けた1月、2月の間に講師の先生をお

招きして、重立った方に集まっていたいたり、競馬関係者も一緒になって勉強してスタートを切ろうという流れになってきましたから、そういうことを打ち合わせしながら、体制づくりがこれからできればありがたいなあと思っています。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございます。

まずは、やはり先ほど町長の言われた講演会からということだと思んですけども、関係者の方をたくさん集めていただいて、ホースセラピーの第一歩として実りのある会にさせていただければうれしく思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問ですが、認知症の予防対策として、スポーツ吹矢を笠松町に広げてみてはどうでしょうか。

スポーツ吹矢は、5メートルから10メートル離れた円形的の的を目標に、息を使って矢を放ち、その得点を競うスポーツです。性別、年齢を問わず、誰でも手軽にできて、ゲーム感覚で楽しみながら健康になれるスポーツとして注目されています。

健康効果の秘訣というのは、腹式呼吸をベースにしたスポーツ吹矢式呼吸法です。精神集中や血行促進、細胞の活性化に役立ち、内臓の諸器官にもよい影響を与え、さまざまな世代との触れ合いや仲間づくり、実力認定や競技会参加による目標ややりがいもあります。

まずは、生涯学習講座とか、わくわくサロン等でやってみてはどうでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、スポーツ吹矢と言われたんですが、僕もこの間の全国レクリエーション大会のときに紹介されて、初めて知ったんですが、これは中津川の方、特にあちらのほう盛んなんですね。ちょうどレクリエーション大会の岐阜県のお世話をしている勅使河原さんのお父さんがやっているということで、紹介されたんですね。なかなかいいスポーツだと思います。今突然、吹矢と言われても、体制も何もわかりませんが、ただ、健康にいいレクリエーションというのは吹矢だけではなくて、あのとき二十数種類のレクリエーションの中で、高齢者の方や障がい者の方も楽しめるようないろんなレクリエーションがありましたので、スポーツ吹矢もその一つとして、これからいろいろ普及していく方法があれば、考えていきたいと思っています。

[3番議員挙手]

○議長（岡田文雄君） 尾関議員。

○3番（尾関俊治君） ありがとうございました。

私はテレビで知ったんですけども、スポーツ吹矢によって骨盤底筋群を効果的に鍛えるこ

とができて、尿失禁の予防、改善につながり、また横隔膜を鍛えて呼吸機能が向上して、誤嚥性肺炎の予防につながるということです。

これは室内でできて、雨や花粉症に関係ありません。テレビである女性が言っていたんですけども、50代のころから尿漏れで悩んでいたが、このスポーツ吹矢を始めてから尿漏れが全くなかったということ。その方は70歳ぐらいだったんですけども。それからどこへ行くのもおっくうでなくなって、楽しく出かけることができるようになったということです。とてもすばらしいことだと感じまして、このように年齢を重ねましても、常に外へ出かけることというのは認知症対策につながると思いましたので、ぜひ検討をよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡田文雄君） お疲れさまでした。

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。どうも御苦労さまでした。

延会 午後3時39分

